



東京都

令和7年度
企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業

「年収の壁」を知る

女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

10月28日（火）13:30～15:30

<講師>

川野 祥代（社会保険労務士）

小野木 康男（税理士）

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

～ご留意点～

- ▶ 講義中に、質疑応答のお時間を2回設けています。
年収の壁に関するご質問を、画面下にある「Q&A」ボタンからご入力ください。
※この「Q&A」でのご質問はセミナーの最中、随時受け付けておりますので、
いつでもお気軽にご質問ください。
※全てのご質問にはお答えできかねますこと、予めご了承ください。
- ▶ 本セミナーは録画の上で、11月下旬頃にアーカイブとしてホームページ上で公開
致します。尚、スライド資料は明日中の公開を予定しております。
- ▶ セミナー終了後にZoomから退出される際、アンケート回答画面に移ります。
1分間程度で終わる簡単なものになりますので、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

～本日の講師紹介～



川野 祥代

社会保険労務士

汐留社会保険労務士法人所属

～本日の講師紹介～



小野木 康男

税理士
公認会計士

ゆあ税理士事務所代表

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

そもそも年収の壁とは？

所得税・住民税や社会保険料の負担が生じることにより、手取り額が減少する可能性がある年収額のボーダーラインが「年収の壁」と呼ばれています。

元々は「夫は外で働き妻は専業主婦」を標準とした制度設計のため、専業主婦を優遇する措置が多いのですが、それらの制度は女性の社会進出が進んでいる現代の日本にはそぐわないものになっています！



年収の壁を
超えちゃいそうだな…

そのせいで、「年収の壁」を超えないよう、働く時間を抑える「就業調整」をされる方が多くいらっしゃいます。

就業調整の実態

有配偶女性パートタイム労働者の**21.8%**は、税制、社会保障制度、配偶者の勤務先で支給される「配偶者手当」などを意識し、その年収を一定額以下に抑えるために就労時間を調整する「就業調整」を行っています。

就業調整の有無別 %

■ 調整をしている ■ 調整をしていない ■ わからない ■ 不明



厚生労働省「令和3年のパートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」結果を基に作成

就業調整の実態

最も多い理由は自身で社会保険に加入することを避けるため、次いで税金を支払うことになるのを避けるため、となっています。

就業調整の理由

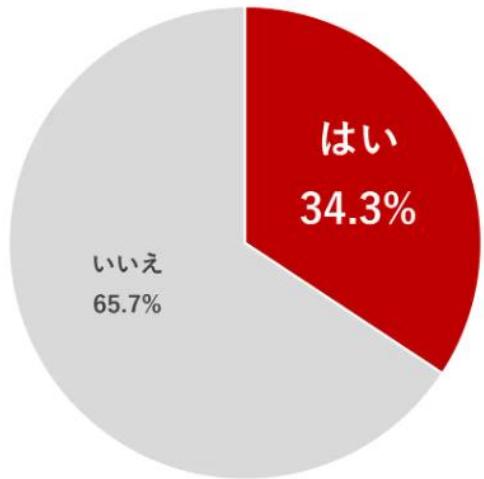
有配偶女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしている人が就業調整をする理由には、以下のようなものがあります。

就業調整をする理由	割合(複数回答)
一定額(130万円)を超えると配偶者の 健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると 税金を支払わなければならないから	49.6%
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、 配偶者特別控除が少なくなるから	36.4%
一定額を超えると配偶者の会社の 配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

【厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より】

就業調整の実態【民間の調査結果】

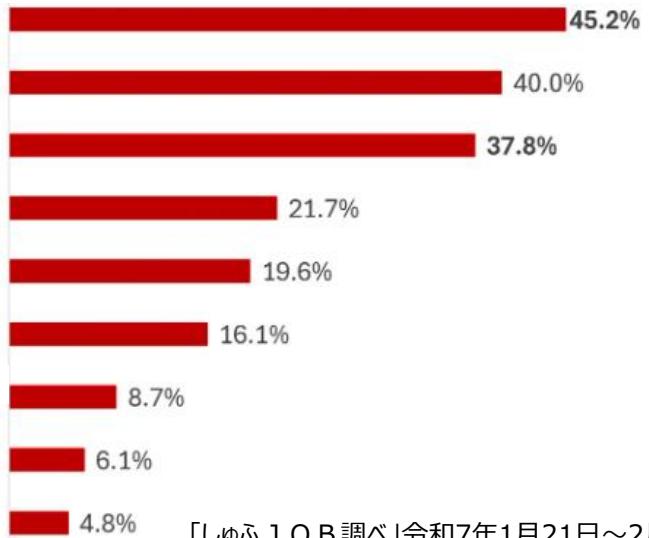
Q.年収の壁があることで、働き控えをしていますか？



Q.働き控えをしていると回答した方に伺います。 働き控えによってどのような影響がありますか？

生活に必要な収入が得られていない

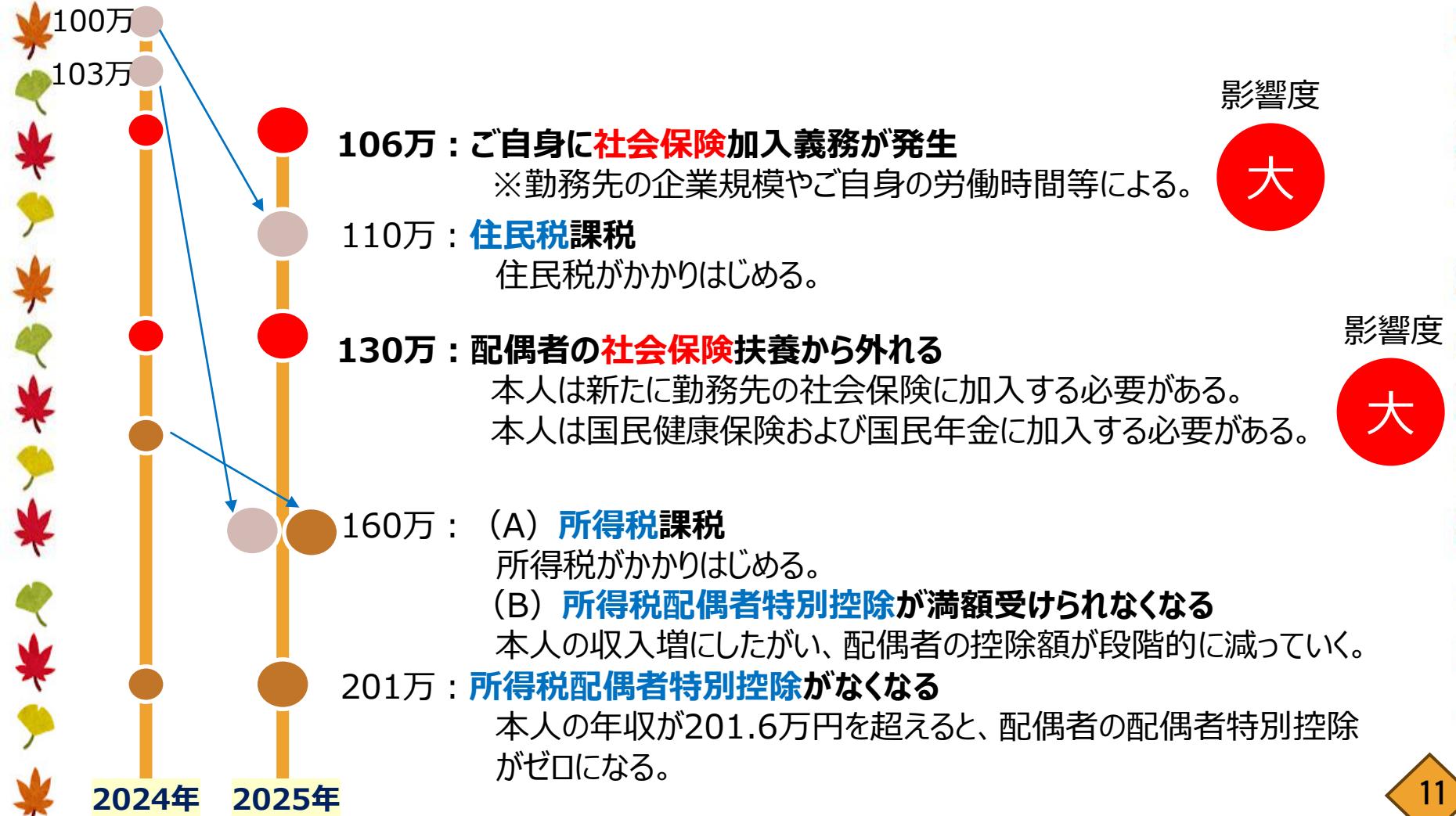
- 就業時間の調整や管理が大変
- もっと働きたいのに働けない
- やりたい仕事を選べない
- 就業時間の制限があることへの罪悪感
- キャリアの選択肢が限られていると感じる
- キャリアアップができない
- 責任があるポジションにつくことが難しい
- その他



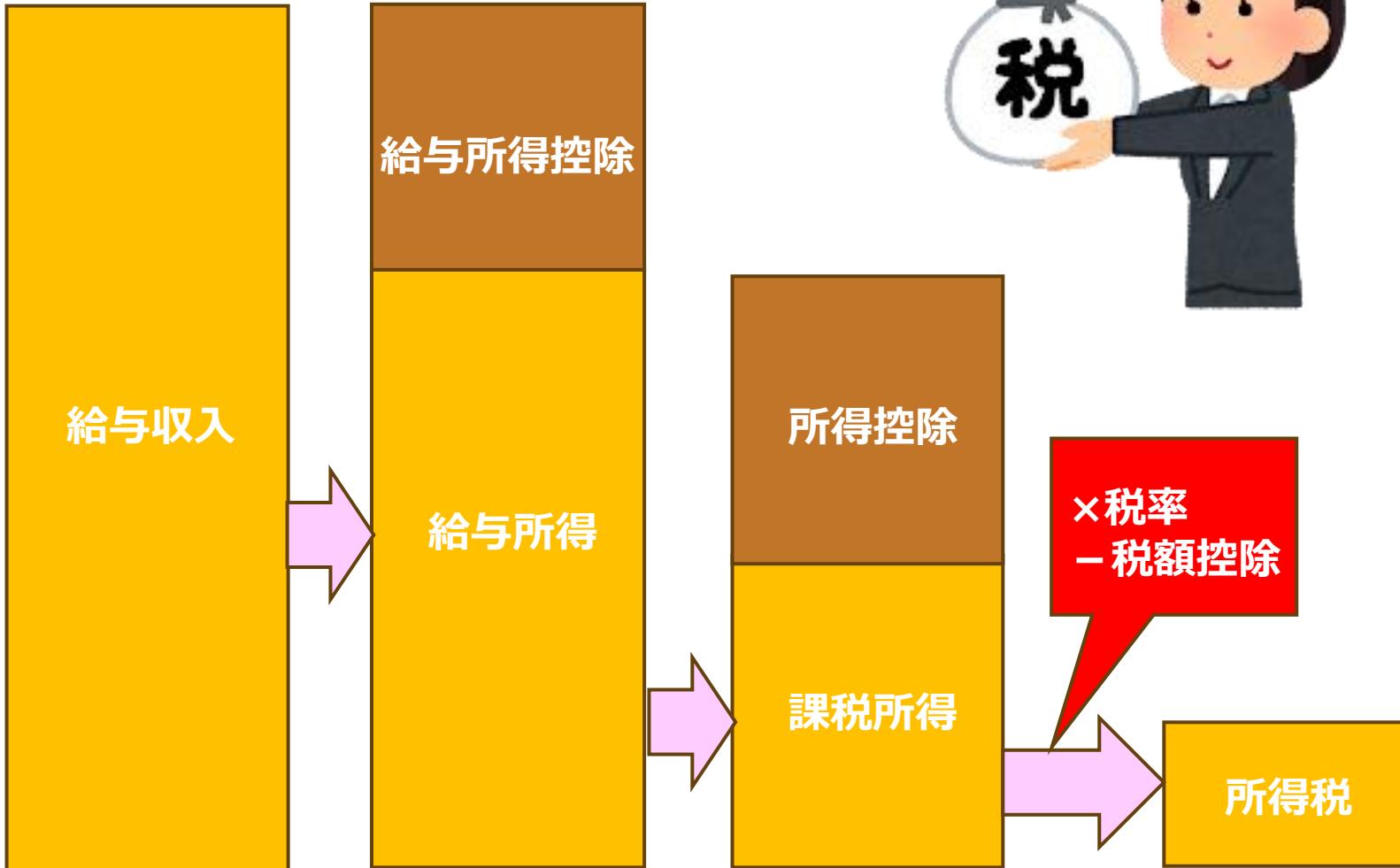
「しゅふ」O B調べ 令和7年1月21日～2月3日

年収の壁における6つの壁

いわゆる「年収の壁」には大きく6つの壁がありますが、手取り額や家計への影響が大きいのは、社会保険に関する106万円の壁と130万円の壁です。



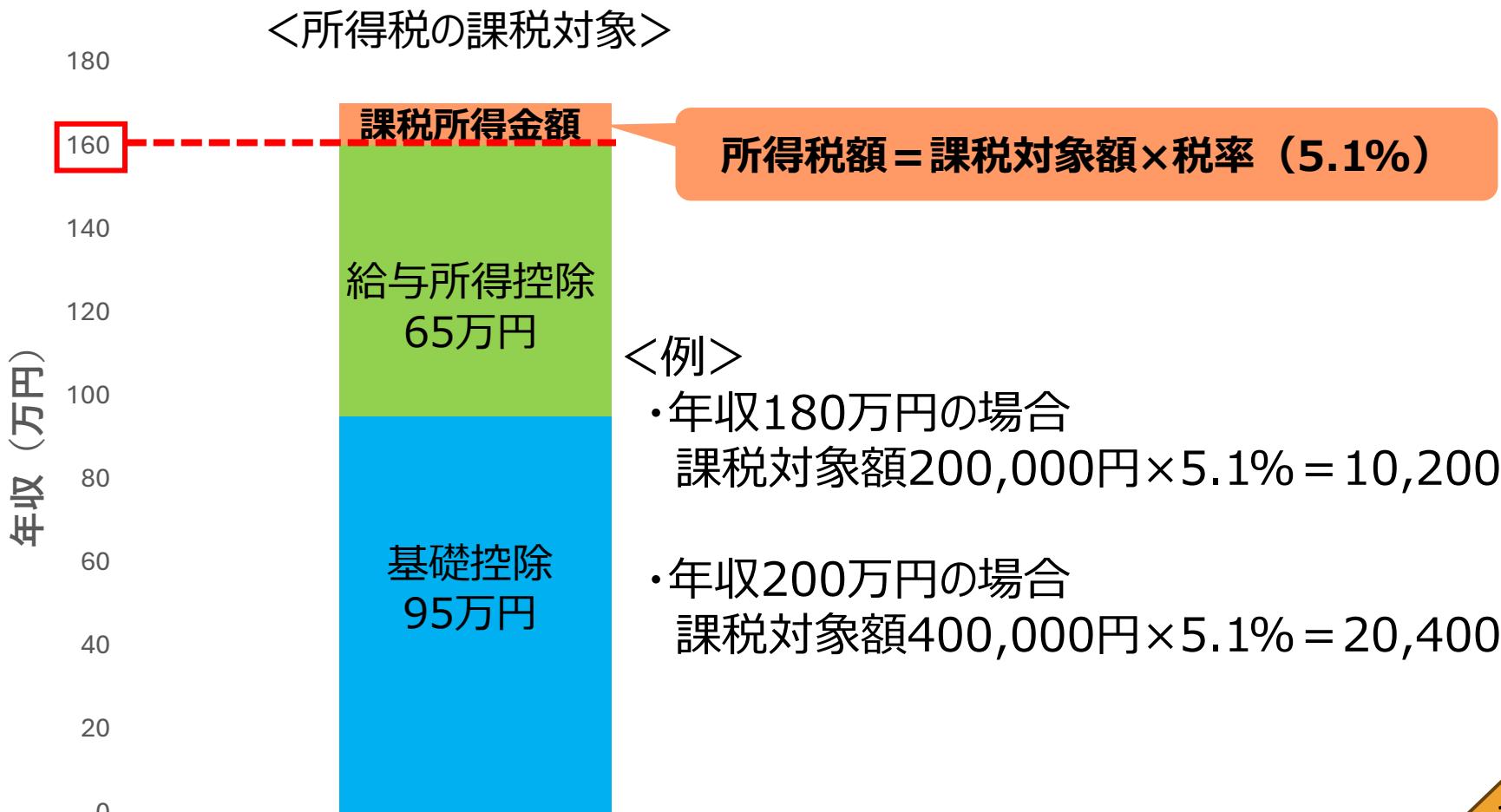
所得税ってどう計算するの？



<参考> 所得税の課税所得額について

※給与200万4千円未満の場合

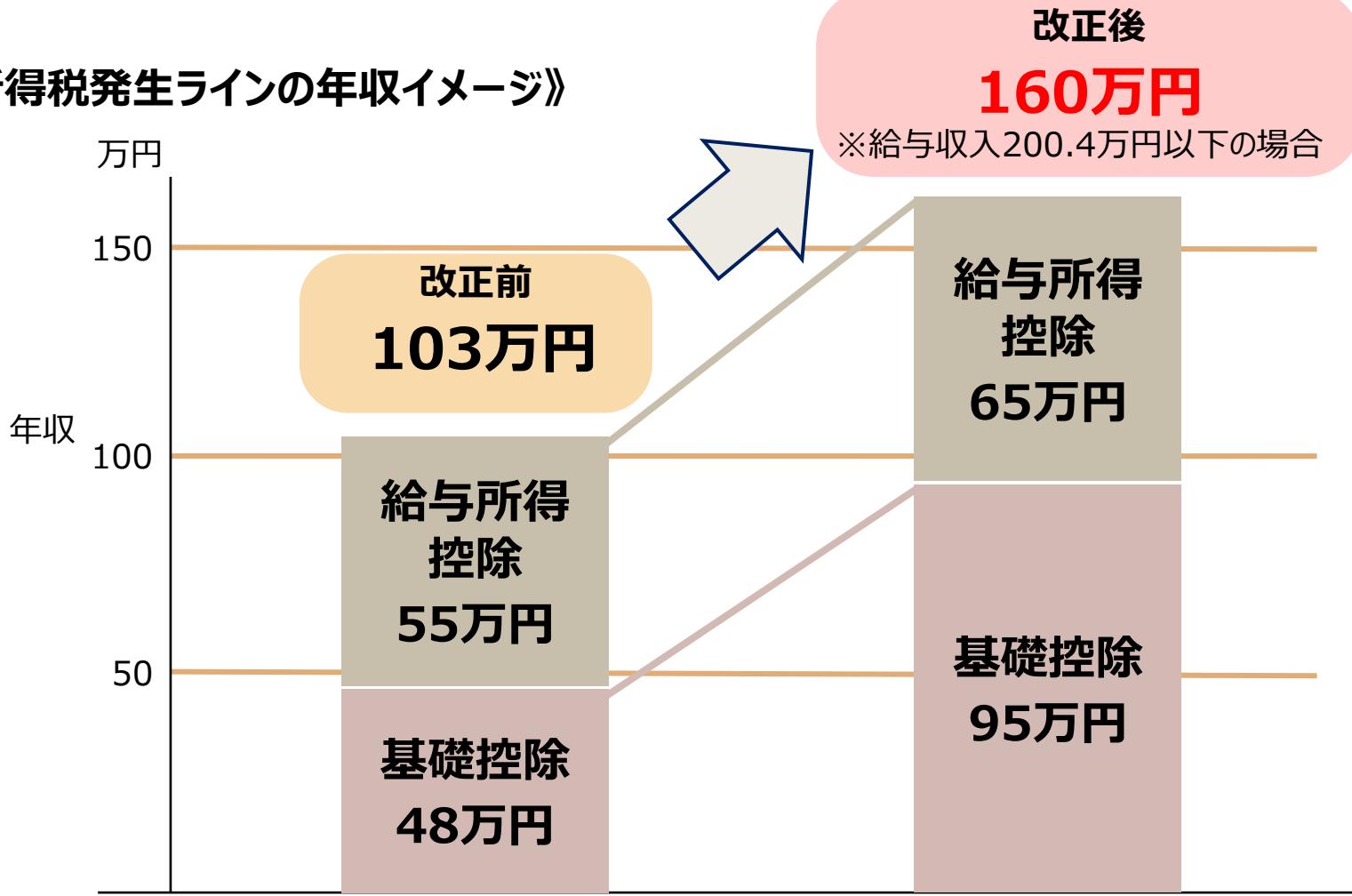
年収から基礎控除（95万円）と給与所得控除（65万円）の合計160万円を引いた課税対象額に、税率（5.1%（復興特別所得税分含む））を掛けると所得税額となります。



年収103万円の壁の引き上げ

基礎控除額48万円の見直しと給与所得控除の最低保証額55万円の見直しにより、所得税発生ラインが引き上げられます。

《所得税発生ラインの年収イメージ》



住民税ってどう計算するの？

住民税



所得割

(都道府県分 +
市区町村分)



均等割

(都道府県分 +
市区町村分)



○算出方法は所得税とほぼ同じだが、（単身世帯では）給与所得額が45万円以内の場合は非課税となる。

○税率は、都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。

例) 東京23区

・都分 6%

・区分 4%

⇒合計10%

都道府県ごと、市区町村ごとに決まっている。

例) 東京23区

・都分 3,000円

・区分 1,000円

・国税 1,000円

⇒合計5,000円

2025年税制の改正 特定親族特別控除の創設

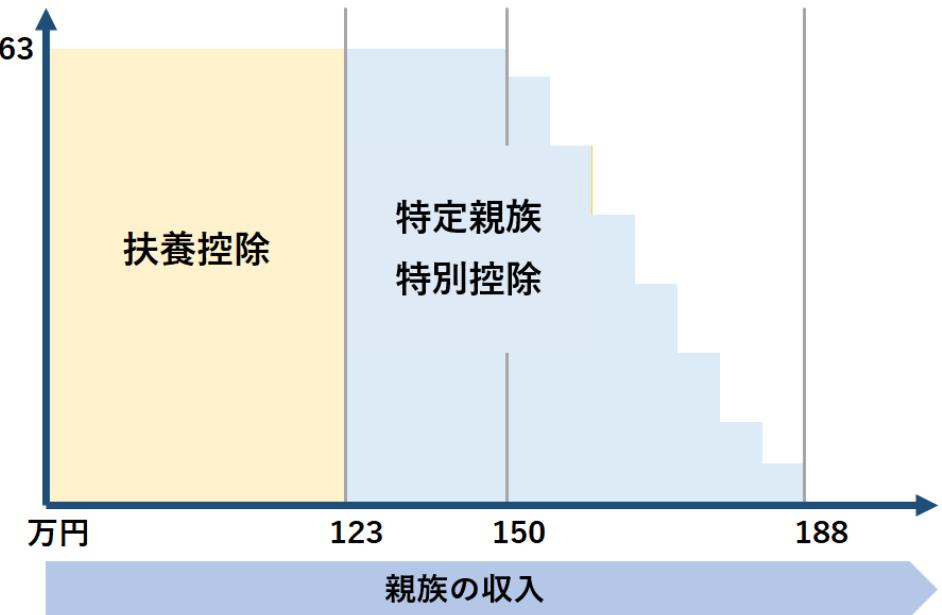
19歳以上23歳未満の特定親族※を有するときに、親等の総所得金額等から控除する特定親族特別控除があります。

■特定親族特別控除の控除額

特定親族の年収※ (特定親族の合計所得金額)	特定親族 特別控除額
123万円超～150万円以下 (58万円超～85万円以下)	63万円
150万円超～155万円以下 (85万円超～90万円以下)	61万円
155万円超～160万円以下 (90万円超～95万円以下)	51万円
160万円超～165万円以下 (95万円超～100万円以下)	41万円
175万円超～180万円以下 (110万円超～115万円以下)	11万円
180万円超～185万円以下 (115万円超～120万円以下)	6万円
185万円超～188万円以下 (120万円超～123万円以下)	3万円

※収入が給与だけの場合の収入金額

《控除額のイメージ図》



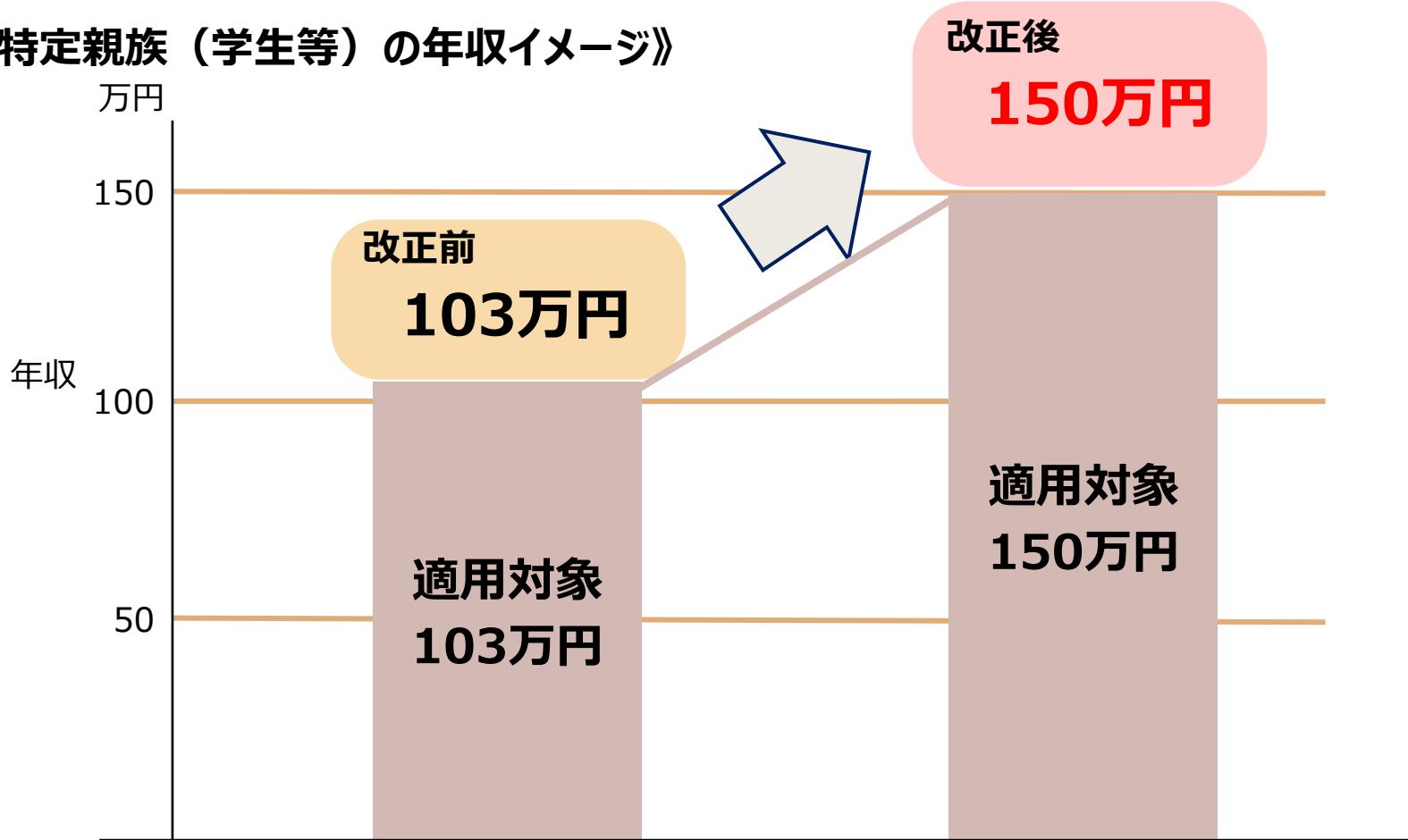
※特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者青色事業専従者としての給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除くを除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入だけの場合は年収123万円超188万円以下）の人をいいます。

出典：『令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）』（国税庁）を編集して作成

学生等の収入要件の緩和

特定親族特別控除の創設により、控除額63万円の適用対象が「年収103万円以内」から「年収150万円以内」に緩和され、学生等の働き控えに効果が見込まれます。

《特定親族（学生等）の年収イメージ》



“配偶者手当”をめぐる議論

配偶者の収入要件がある「配偶者手当」

▶ 女性の就業調整の要因の 1 つ、と指摘されている。

■「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（抄）

（平成26年12月16日政労使会議とりまとめ）

配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使はその在り方の検討を進める。

■「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会報告書」概要

（平成28年4月11日）

配偶者の収入要件がある配偶者手当については、配偶者の働き方に中立的な制度となるような見直しを進めることが望まれる。

■「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」

（令和4年6月7日閣議決定）

配偶者手当について「労使において改廃・縮小に向けた議論が進められることを期待する」

“配偶者手当（配偶者がいる従業員に対して支給される手当）”

配偶者手当を支給する事業所は減少傾向となっています。

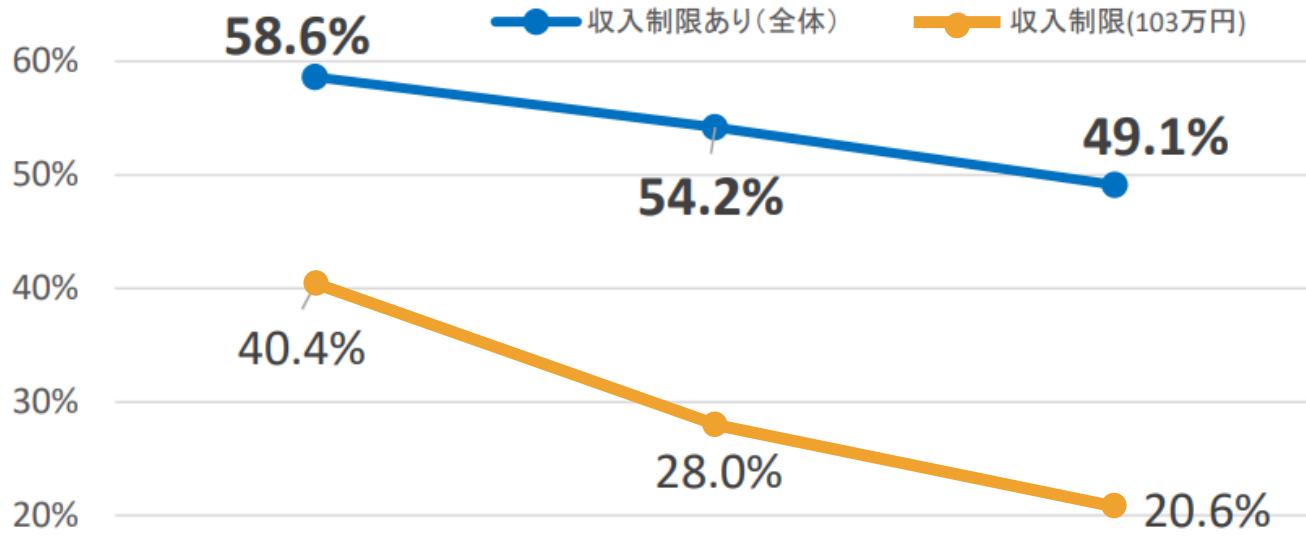
▶平成27年度58.6%→令和5年度49.1%

例えば「103万円」の収入制限を設定している事業所も半減しています。

▶平成27年度40.4%→令和5年度20.6%

出典：厚生労働省

民間企業における「配偶者手当」の支給状況



資料出所：職種別民間給与実態調査を基に作成

※手当名称は、企業によって「家族手当」「扶養手当」など異なるので、就業規則等を確認しましょう。

配偶者手当見直し対策

東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金

東京しごと財団では、配偶者手当を見直す企業に奨励金を交付します。

配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある**配偶者手当**を見直すことで、**奨励金 30万円**を交付します。



- ▶都内で事業を営んでいる事業者であること。
- ▶都内に勤務する常時雇用労働者を1名以上雇用していること。なお、都内に勤務する常時雇用労働者1名は6ヶ月以上継続して雇用していること。
- ▶就業規則を所轄の労働基準監督署に届出ていること。
- ▶就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定があること。
- ▶事前エントリーから過去5年以内に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の支給実績があること。また、支給実績のある日付以降に就業規則の当該手当の記載を削除したことがないこと。

※申し込み以前に、既に見直しを行った企業は対象外です。

出典：東京しごと財団

年収の壁突破 奨励金

検索

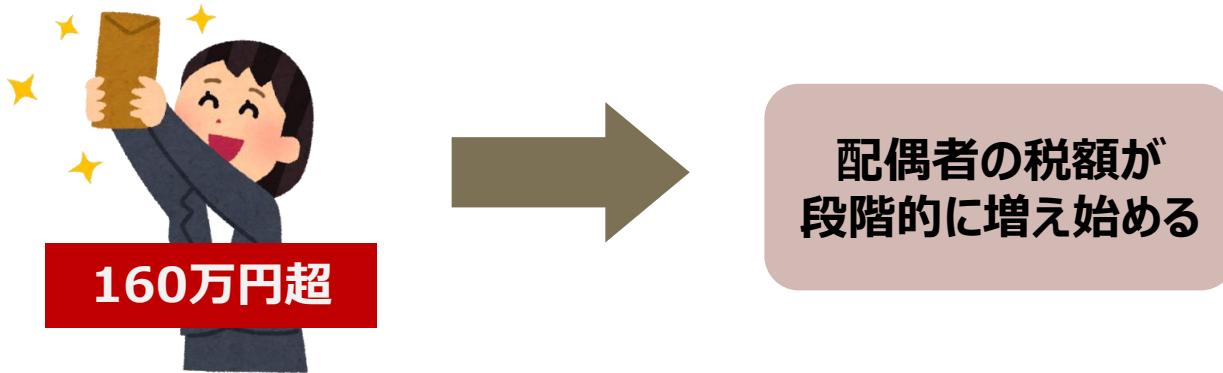
<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

[160万円（改正前：150万円）の壁／201万円の壁]

ご自身の年収が**160万円**を超えると、配偶者（夫）の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額が**段階的に縮小し始める**ため、配偶者（夫）の税額がそれに応じて増えていくことになります。

更に、ご自身の年収が**201万円**を超えると、配偶者（夫）の税額について、所得控除の一つである配偶者特別控除の控除額が**ゼロになる**ため、配偶者（夫）の税額が増えることになります。

配偶者（夫）の増えた税額分、世帯としての可処分所得額が減ることになるため、「壁」と言われています。



年収の壁～160万円の壁～

年収が160万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除の段階的な縮小が始まります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しずつ上がり始めます。

■ご自身の収入が160万円→161万円になった際の夫の手取り額の変化

a. 配偶者（夫）の収入	5,000,000	5,000,000	(差額)
b. 社会保険料	777,000	777,000	0
c. 所得税	98,169	99,190	+ 約0.1万円
d. 住民税	207,300	209,300	+ 約0.2万円
e. 控除合計（b+c+d）	1,082,469	1,085,490	+ 約0.3万円
f. 手取り額（a-e）	3,917,531	3,914,510	- 約0.3万円

夫の年収は
変わらないと想定

所得税・住民税
が少しだけ増加

所得税・住民税の
増加分、収入が
少しだけ減ります。

年収の壁～201万円の壁～

年収が201万円を超えると、夫の所得税・住民税の配偶者特別控除が完全になくなります。夫の給与にかかる所得税・住民税が少しだけ上がります。

■ご自身の収入が201万円→202万円になった際の夫の手取り額の変化

a. 配偶者（夫）の収入	5,000,000	5,000,000	(差額)
b. 社会保険料	777,000	777,000	0
c. 所得税	132,526	135,589	+ 約0.3万円
d. 住民税	237,300	240,300	+ 約0.3万円
e. 控除合計 (b+c+d)	1,146,826	1,152,889	+ 約0.6万円
f. 手取り額 (a-e)	3,853,174	3,847,111	- 約0.6万円

夫の年収は
変わらないと想定

所得税・住民税
が少しだけ増加

所得税・住民税の
増加分、収入も少
し減ります。

年収の壁～160万円の壁 (A) ~

給与所得控除と基礎控除の合計が160万円ですが、社会保険料等の控除が生じる場合は、年収161万円であっても所得税が発生しません。

■本人の手取り額の変化

	給与所得控除 65万円	基礎控除 95万円	
a. 収入（年収）	1,600,000	1,610,000	(差額)
b. 社会保険料	239,592	239,592	-
c. 雇用保険料	8,800	8,855	+ 0.0万円
d. 所得税	0	0	-
e. 住民税	29,500	30,500	+ 0.1万円
f. 控除合計 (b+c+d+e)	277,892	278,947	+ 0.1万円
g. 手取り額 (a-f)	1,322,108	1,331,053	+ 0.9万円

※住民税は、現時点での市町村のシミュレーションに基づいて計算されたもので、令和8年度に課税される税額と異なる場合があります。

年収の壁～160万円の壁（B）・201万円の壁～

本人の年収が201万円を超えると、配偶者の収入に対する配偶者特別控除がなくなります。配偶者の給与にかかる所得税・住民税に影響があります。

■本人の収入が201万円→202万円になった際の配偶者の手取り額の変化

a.配偶者の収入 (本人の収入)	5,000,000 (2,010,000)	5,000,000 (2,020,000)	(差額)
b.社会保険料	733,080	733,080	－
c.雇用保険料	27,500	27,500	－
d.所得税	113,700	116,800	+ 0.3万円
e.住民税	236,400	239,400	+ 0.3万円
f.控除合計 (b+c+d+e)	1,110,680	1,116,780	+ 0.6万円
g.手取り額 (a-f)	3,889,320	3,883,220	- 0.6万円

配偶者の年収は
変わらないと想定

所得税・住民税
が少しだけ増加

手取り額が少し
だけ減ります。

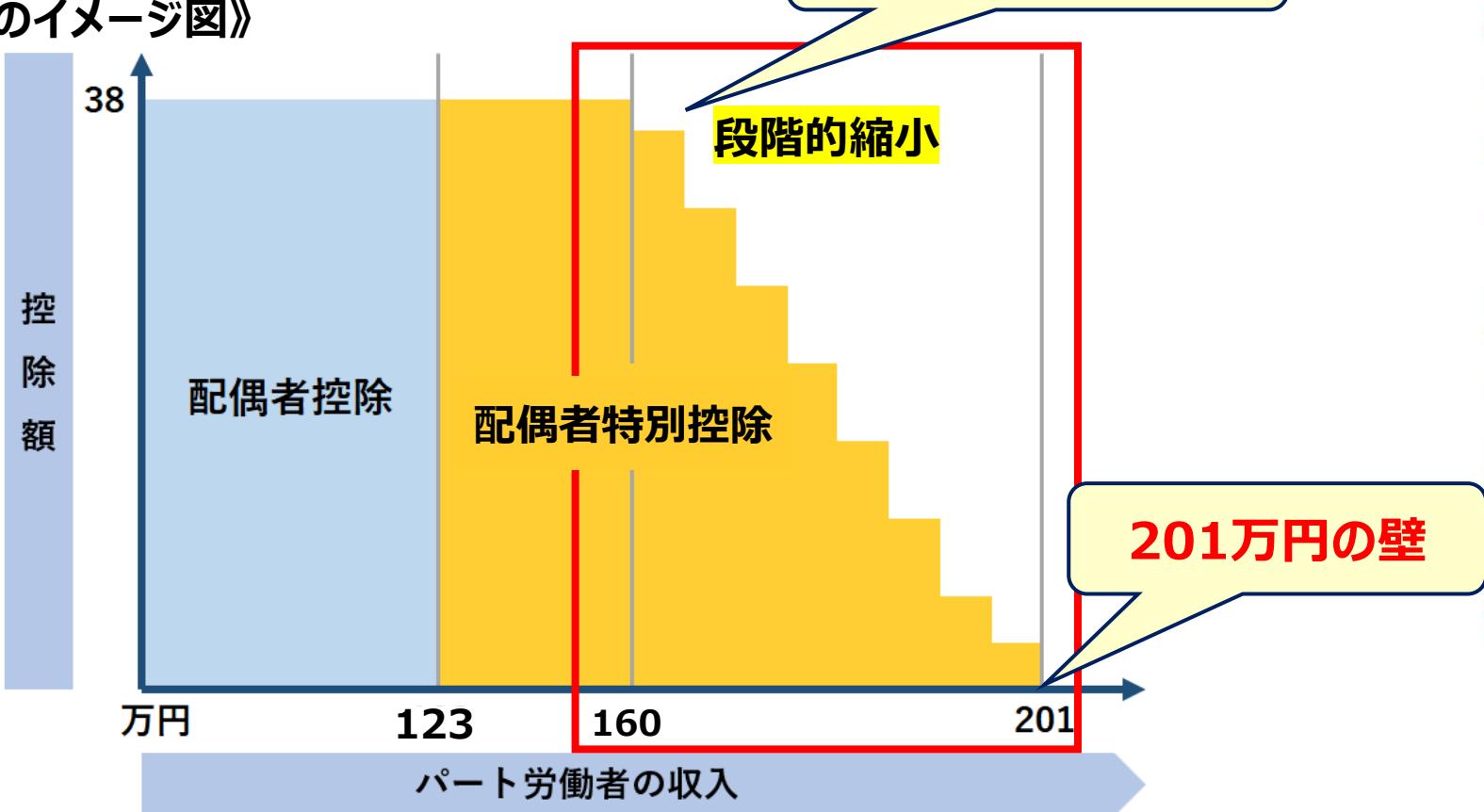
※住民税は、現時点での市町村のシミュレーションに基づいて計算されたもので、令和8年度に課税される税額と異なる場合があります。

配偶者特別控除 控除額のイメージ

本人の年収が160万円超から、配偶者特別控除の控除額が段階的に減額し、年収201万円を超えると控除額がなくなります。

160万円の壁（B）

《控除額のイメージ図》



※配偶者特別控除を受けるためには、控除を受ける側の合計所得金額が1,000万円以下であることも要件です。

出典：『年収の壁について知ろう』（厚生労働省）より抜粋して作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/001265287.pdf>

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

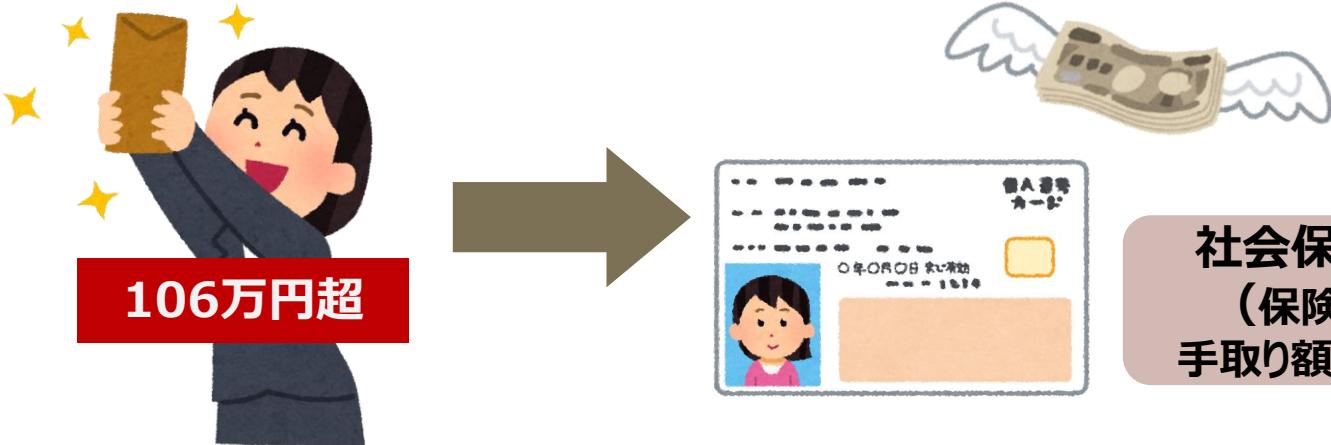
[106万円の壁]

厚生年金加入者51人以上の企業等に適用される社会保険適用基準で「月額8.8万円」は、年額にすると105万6千円です。

→106万円の壁は、厳密にいえば“105万6千円の壁”です。

この年額を超えると社会保険適用となり、
社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、
手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

※ただし、短時間労働者の4つの基準すべてを満たしていないければ、
社会保険加入義務は発生しません。



年収の壁～106万円の壁～

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

年収約106万円以上など条件を満たすとご自身も社会保険に加入することになり、社会保険料（年収の約15%）が発生します。その分、手取り額は減少します。

■ご自身の手取り額の変化

a. 収入（年収）	1,050,000	1,060,000	(差額)
b. 社会保険料	0	157,764	+ 約15.8万円
c. 所得税	0	0	—
d. 住民税	0	0	—
e. 控除合計（b+c+d）	0	157,764	+ 約15.8万円
f. 手取り額（a-e）	1,050,000	902,236	- 約15.8万円

社会保険料が発生
(年収の約15%)

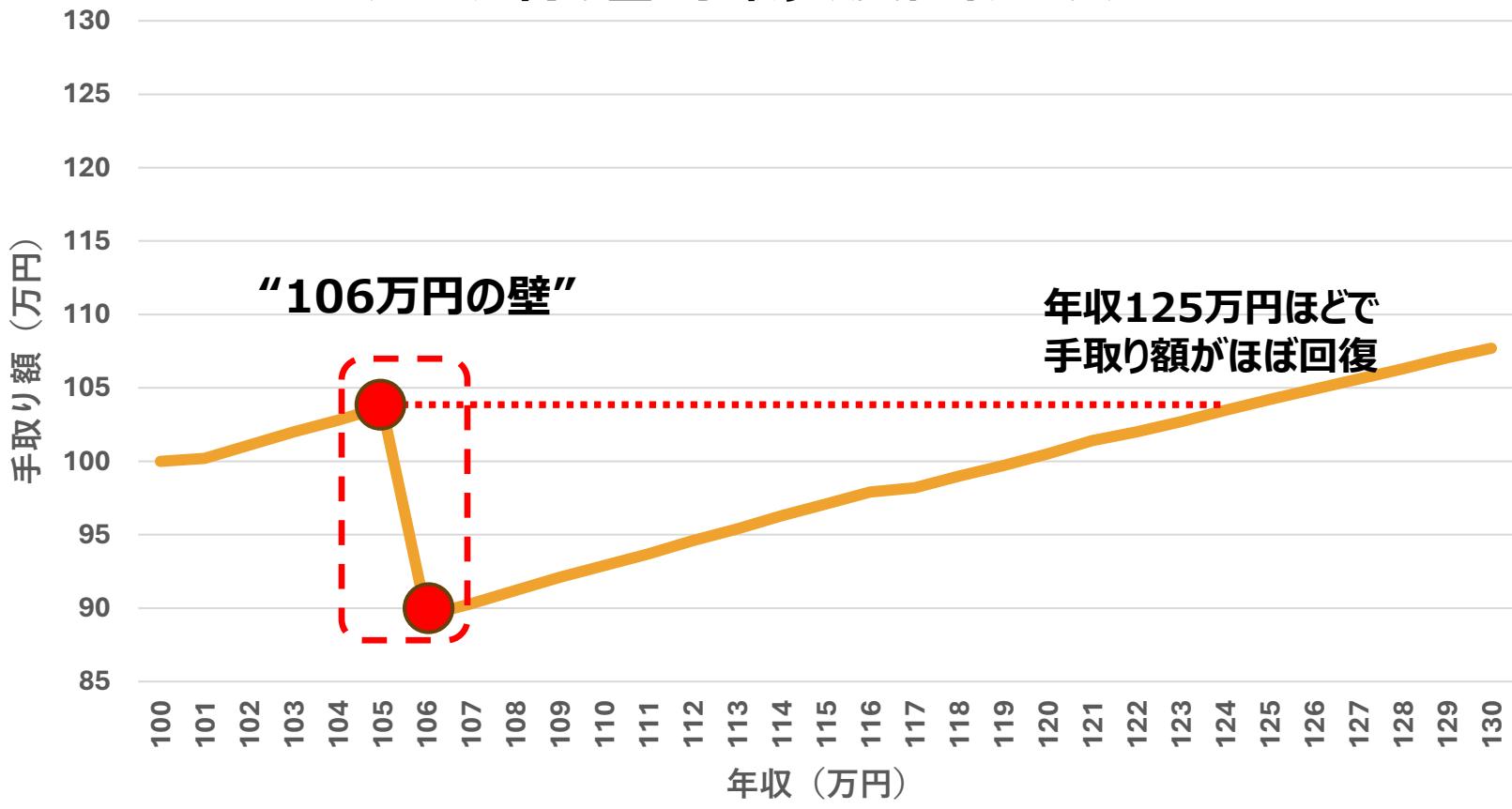
手取り額が16万
円ほど減ってしまう

106万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が51人以上の企業等にお勤めの方

社会保険加入に伴い手取り額は15%近く減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。（年収約125万円ではほぼ回復）

<106万円の壁 手取り額変化イメージ>



106万円の壁を超えるとどうなる？

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

メリット😊

社会保険（厚生年金・健康保険）に加入することになるため、
医療や死亡のリスク、将来の年金など保障が手厚くなります。



デメリット😢

社会保険料の負担が発生し、賞与にもかかるため、

一時的に手取りが減少します。

また、配偶者の勤務先企業から支給される配偶者手当が受け取れなくなる場合もあります。



※後述の「給与が月額88,000円以上」という社会保険加入要件ですが、「月額賃金×12」が基準となり、この賃金には交通費や残業代は含まれません⇒所得税計算の年収とは計算方法が異なります

厚生年金加入者が51人以上の企業等にお勤めの場合

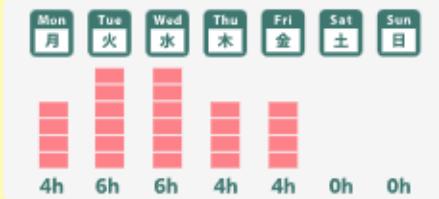
4つの基準すべてに当てはまると、社会保険に加入することになります。

■社会保険加入要件

check



週の勤務時間が**20時間以上**

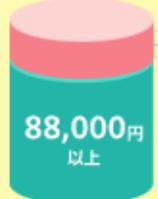


残業時間は含みません

check



給与が**月額88,000円以上**



- 含まれないもの
- ・残業代
 - ・賞与
 - ・通勤手当

“106万円の壁”

残業代、賞与、通勤手当等は含みません

check



2ヶ月を超えて働く予定がある



check



学生ではない



休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります

社保加入の義務的運用適用企業

今まで段階的に拡大してきており、今後、すべての規模の企業に適用される見通しです。「従業員数」を「企業規模要件」と言います。



出展：政府広報オンライン

社保加入済み従業員数51人未満の事業所の場合

週30時間以上勤務している方は、社会保険に加入します。

社会保険加入要件

- 週の所定労働時間および月の所定労働日数が、常時雇用されている従業員の4分の3以上である者**

<例>

・正社員の所定労働時間が週40時間の場合

→週40時間×3/4=30時間 となります。

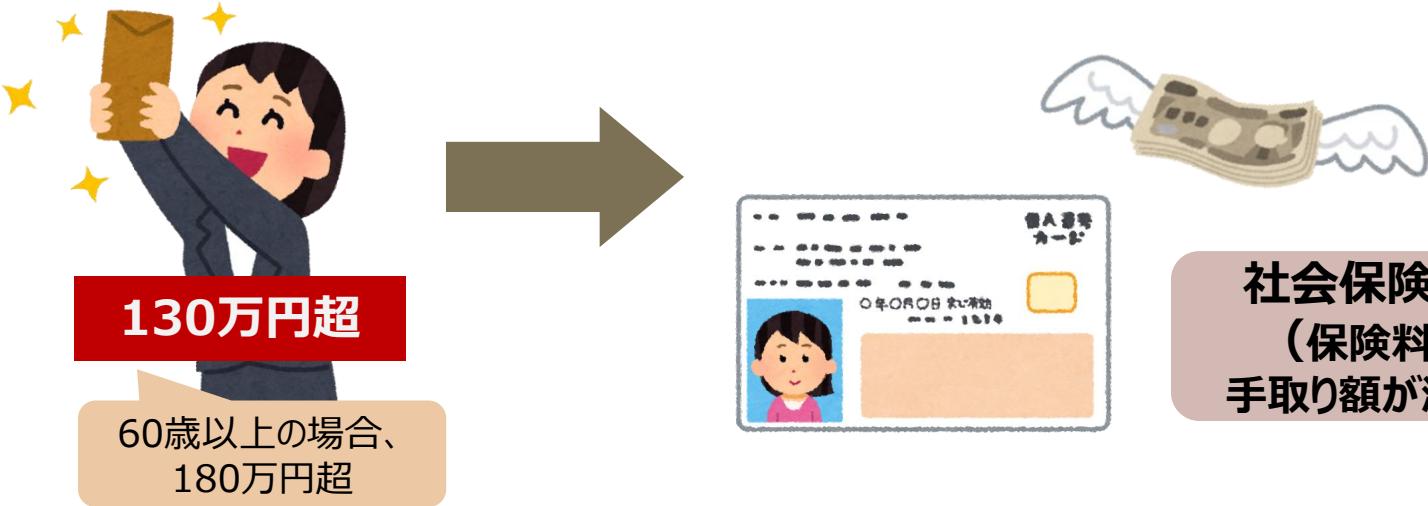


[130万円の壁]

社会保険適用事業所にお勤めかどうかに関わらず、年収130万円以上になると、配偶者の社会保険の扶養から外れ、自分自身で社会保険に加入することになります。

社会保険料分が自身の給与から差し引かれ、手取り額が減ることになるため、「壁」と言われています。

注) ご自身の年齢が60歳以上の場合、またはご自身が障害年金を受給している場合は、180万円が基準となります



年収の壁～130万円の壁～

※厚生年金加入者が**51人以上**の企業等にお勤めの方

配偶者の扶養から外れてご自身で社会保険に加入※することになり、社会保険料が発生します。それにより、手取り額が減少します。

■本人の手取り額の変化 ※所定労働間数を週20時間以上に延長し、同時に年収130万円見込となった場合

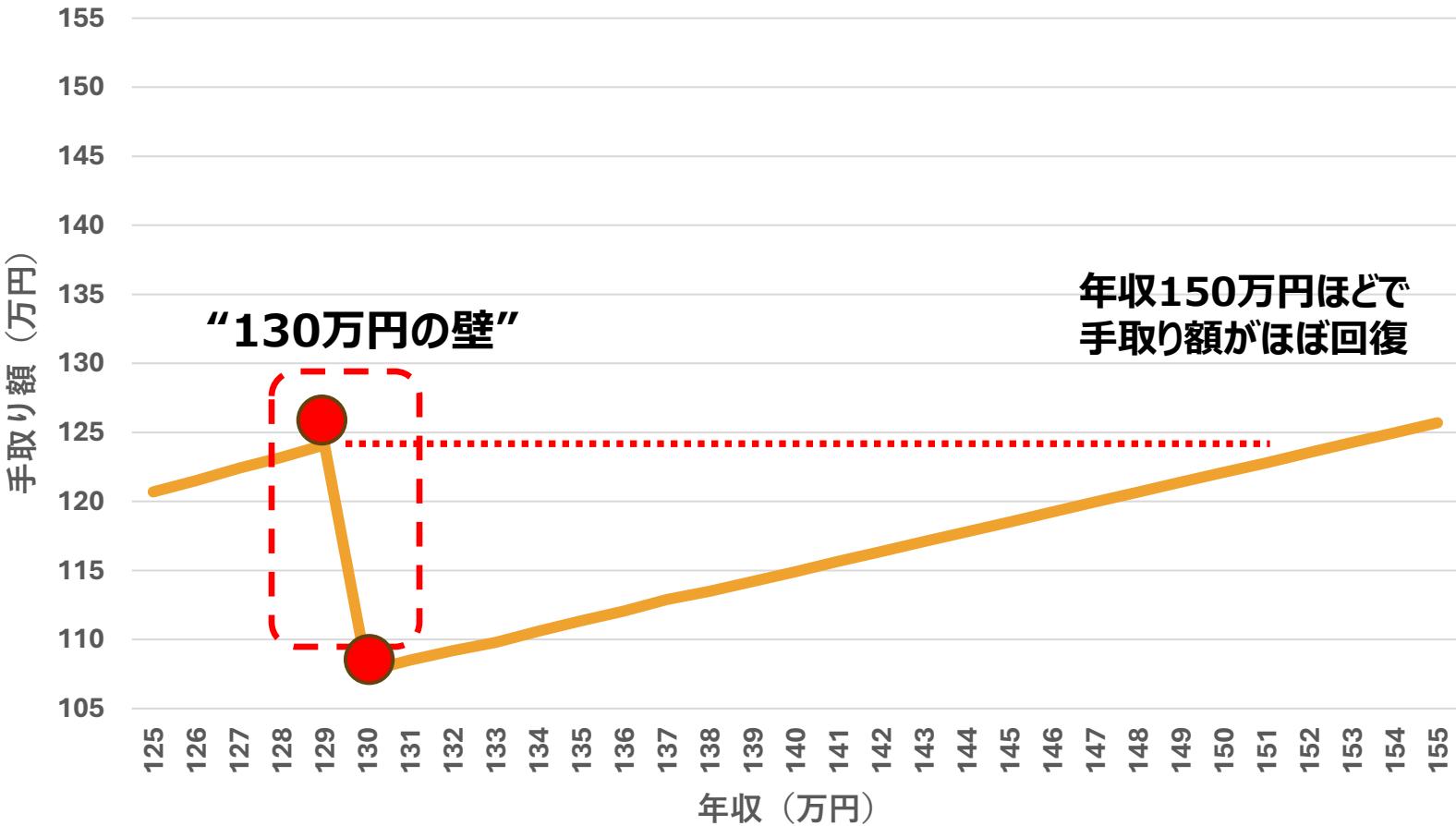
a.収入（年収）	1,290,000	1,300,000	(差額)
b.社会保険料	0	196,680	+ 19.6万円 社会保険料が発生 (年収の約15%)
c.雇用保険料	7,095	7,150	+ 0.0万円
d.所得税	0	0	—
e.住民税	22,700	5,800	- 1.6万円 住民税は減る
f.控除合計 (b+c+d+e)	29,795	209,630	+ 17.9万円
g.手取り額 (a-f)	1,260,205	1,090,370	- 16.9万円 手取り額が 減ってしまう

130万円の壁と手取り額の変化

※厚生年金加入者が51人未満の企業等にお勤めの方

社会保険等加入に伴い手取り額は15%程度減り、その後は年収の増加に合わせて手取り額も回復に向かいます。（年収約150万円でほぼ回復）

<130万円の壁 手取り額変化イメージ>



130万円の壁を超えるとどうなる？

※厚生年金加入者が**51人未満**の企業等にお勤めの方

メリット☺

社会保険（厚生年金・健康保険）に加入することになるため、
医療や死亡のリスク、将来の年金など保障が手厚くなります。



デメリット☹

社会保険料の負担が発生し、賞与にもかかってきます。社会保険料の算定には、
通勤交通費や残業手当も含まれるため、**一時的に手取りが減少します。**
また、配偶者の勤務先企業から支給される配偶者手当が
受け取れなくなる場合もあります。



国（厚労省）の支援①

社会保険加入対象者の急増に対し、国は事業主への支援策を講じています。

令和5.10～

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

労働者の収入を増加させる取組（社会保険適用促進手当として支給する場合も対象）を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。

◆社会保険適用促進手当

標準報酬算定から除外されるため、事業主負担の保険料が上がらずに支給できる。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者の認定手続きを簡略化し、事業主の証明書による迅速な判断を可能とした。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

中小企業においても取組が進むよう、手順をフローチャートで示す等のわかりやすい資料を公表すると共に中小企業団体等を通じて周知している。

出典：厚労省

国（厚労省）の支援②

キャリアアップ助成金では、本年7月1日より、「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設しました。労働者を新たに社会保険に加入させると共に、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

- ・複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象
- ・社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較
- ※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

出典：厚労省

ダブルワークをしている方の場合

1つの事業所ごとに、社会保険加入要件を満たしているかを判定していきます。

パターン	社会保険加入について
①2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしていない。	加入しない。
②片方の事業所のみ、社会保険加入条件を満たしている。	その片方の事業所で加入する。 ※報酬月額は合算せず、片方の事業所での報酬月額のみが保険料の基準となる。
③2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしている。	主たる事業所で一元管理され、マイナンバーカードを保険証として利用します。 ※報酬月額は合算され、その合算額が保険料の基準となる。 →その分、将来の年金額は増えます。

※それぞれの収入合算が130万円以上になると、扶養の対象外となります。

個人事業主（※扶養内で働いている）の場合

年間収入が130万円（60歳以上の方は180万円）以上となると、
ご自身で国民健康保険、国民年金に加入することになります。

130万円以上となると…



130万円

年収

ご自身で、
国民健康保険と国民年金に
加入することになります。



オプション

年金については、任意で3階の
「国民年金基金」や「個人型確定拠出年金」
などに加入することができます。

国民健康保険・国民年金の保険料について

事業主と折半になる社会保険と比べ、保険料は高くなっています。

年収	被用者の社会保険料			個人事業主等の社会保険料※		
	健康保険	厚生年金	合計額	国民 健康保険	国民年金	合計額
106万円	6.2万円	9.6万円	15.8万円	5.7万円		26.1万円
130万円	7.6万円	12.1万円	19.7万円	10.9万円		31.3万円
150万円	8.8万円	13.8万円	22.6万円	13.7万円		34.1万円
200万円	11.9万円	18.7万円	30.6万円	20.4万円		40.8万円

※新宿区の令和6年度の例

106万円の壁はどう変わるか？

全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、3年以内に廃止されます。
企業規模が51人以上の企業に勤務する従業員は、
週20時間以上働くと月額88,000円となります。
(年収106万円) 未満であっても社会保険に加入することになります。

現在



2024年、地域別最低
賃金の最低額である
時給951円で働く人は…

週20時間

働いても、**月収8.2万円**

✓週の勤務が**20時間以上**



満たす

✓給与が月額**88,000円以上**



満たさない

社会保険に加入しない

最低賃金
上昇

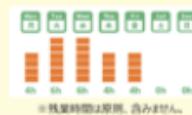


賃金要件を撤廃していくイメージ

20XX年、地域別最低賃金の最低
額が**時給1,016円**を上回ると
どの都道府県においても…

週20時間 働くと、**月収8.8万円**

✓週の勤務が**20時間以上**



満たす

✓給与が月額**88,000円以上**

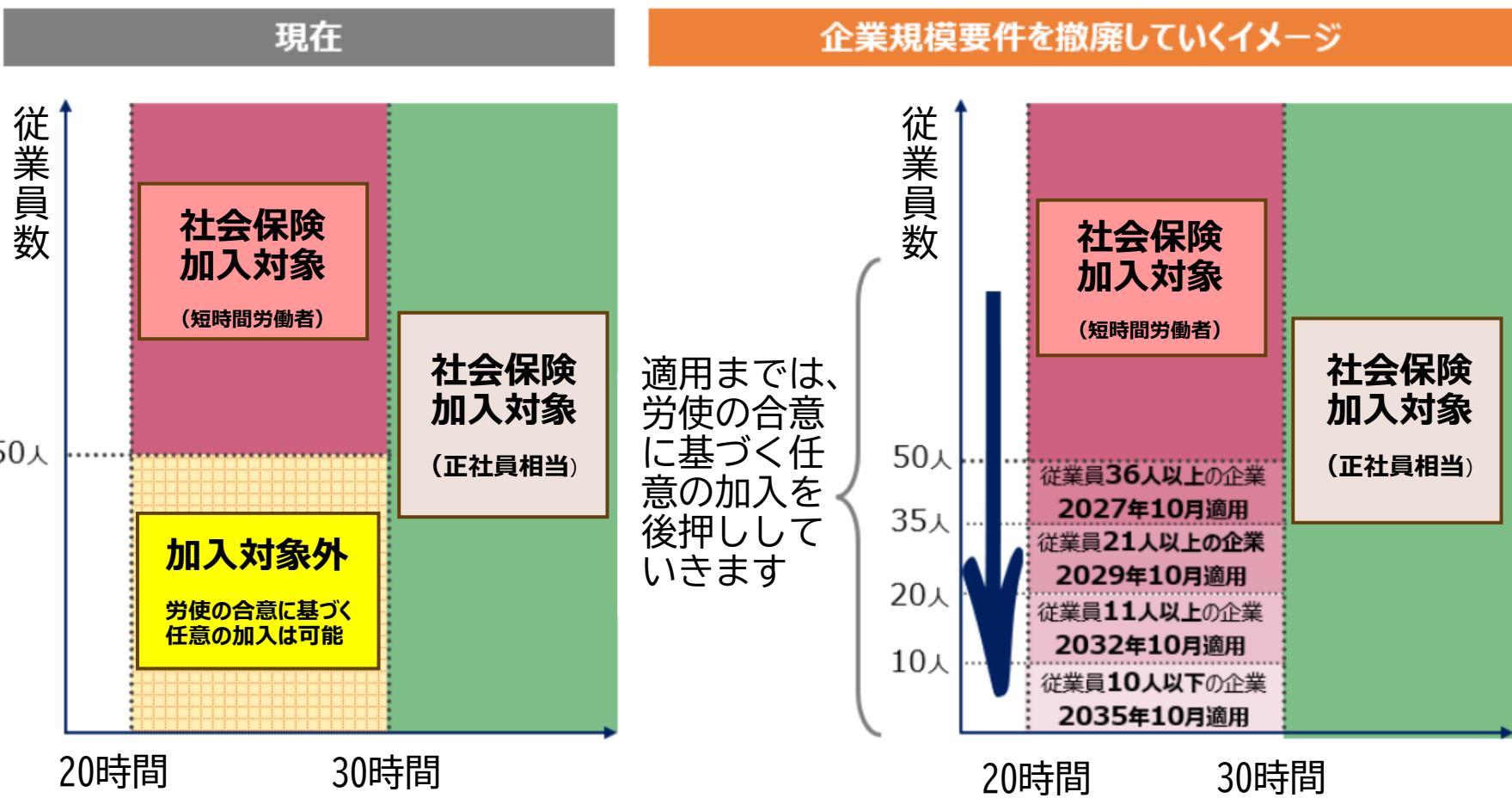


満たさない

週20時間働くだけで
自動的に社会保険に加入

社会保険適用拡大を巡る改正案

段階的に改定されてきた適用拡大は、2035年10月に完了する予定で進められています。



第3号被保険者制度はどうなるか？

第3号被保険者とは

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方（自身は保険料負担なしで国民年金に加入できる）

第1号被保険者

農業、自営業者、
学生など

約1,387万人

●保険料の納付方法

加入者自身による

●加入の手続き

市(区)役所または町村役場に加入者自身が届出

第2号被保険者

会社員や公務員など

約4,672万人

●保険料の納付方法

加入者の給料から自動天引き（「会社などの負担額(加入者と同額)と併せて会社などが納付」）

●加入の手続き

勤め先の会社などが届出

第3号被保険者

第2号被保険者に
扶養されている配偶者
(年収130万円未満)

約686万人

●保険料の納付方法

自己負担なしのため不要
(配偶者が加入する年金制度が負担)

●加入の手続き

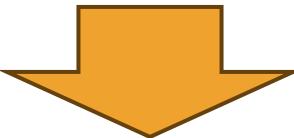
加入者自身が配偶者の会社などを経由して届出

第3号被保険者制度はどうなるか？

- 「106万円の壁」や「企業規模要件」による社会保険適用拡大が進む。
- これにより、扶養の範囲内（130万円）を意識する人が減少する。
- 最終的に、第3号被保険者の対象者は限定されていくと予測される。
- ただし、制度の「撤廃」は議論されていない。

《根拠データ》

- ① 約7割の女性が第1子出産後も就業を継続。
- ② 共働き世帯が増加しており、特に妻がパートの世帯の増加が顕著。
- ③ 第3号被保険者のうち約9割が子どもがあり、約5割近くが就業している。
- ④ 就業している第3号被保険者の約8割が、週の労働時間は20時間以上。



「共働き、共育て」という社会のあり方をさらに後押し！

夫婦それぞれがキャリアを持ち、子育てや家事を分担するスタイルが、より一層一般的になるでしょう。これにより、個人の選択肢が広がり、家庭内での協力体制も進化していくと考えられます。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
- ・社会保険の壁について <これまでとこれから>

▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
- ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
- ・控除活用によるシミュレーション

▶質疑応答コーナー②

- ・今後に向けたメッセージ

1回目の質疑応答の時間です

- 画面下の「Q&A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点を
ご了承下さい。

※個別のご相談は、電話かメールで「個別相談窓口」にて
受け付けております。

- 適宜、休憩もお取りください。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・**最低賃金改定の概要**
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

最低賃金とは？

最低賃金とは、**国が法律で定める賃金の最低基準**のことです。企業や事業主は、労働者に対してこの最低賃金以上の給与を支払わなければなりません。

地域別最低賃金は都道府県ごとに定められており、全ての業種に適用されます。

- **法的根拠**：最低賃金法に基づいて定められています。
- **対象者**：パート、アルバイト、契約社員など、雇用形態に関係なく「労働者」であれば原則全て対象です。
- **改定時期**：東京都は毎年10月頃に改定されます。

※下記のものは最低賃金に含まれません

- ・通勤手当、家族手当などの福利厚生的な手当
- ・残業手当等の時間外労働に対する賃金
- ・結婚祝金等の臨時に支払われるもの
- ・賞与など、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金



2025年の改定のポイント

2025年の最低賃金改定は、過去最大級の引き上げ幅となりました。

改定の主なポイント

- 全国加重平均：1,121円（前年比+66円）
⇒約6%の増加で、過去最大の引き上げ幅となりました。
- 全47都道府県で時給1,000円超えを達成
⇒初めて全国一律で「時給1,000円以上」が実現されました。

«主要都市の改定額»

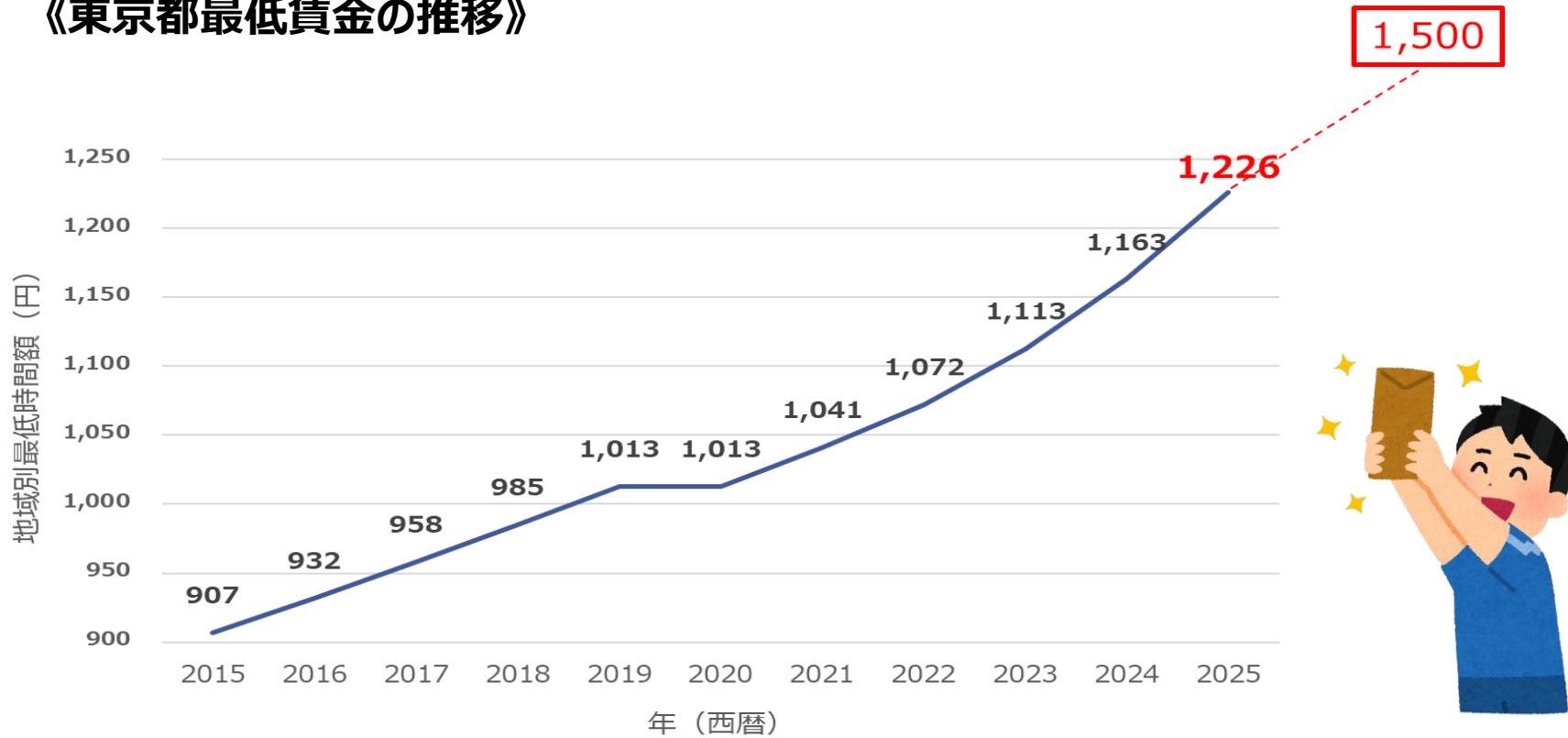
都道府県	改定後の最低賃金	前年比	発効日
東京	1,226円	+63円	10月3日
神奈川	1,225円	+63円	10月4日
大阪	1,177円	+63円	10月16日
愛知	1,140円	+63円	10月18日
福岡	1,057円	+65円	11月16日

東京都は全国最高値！年収の壁に大きな影響を及ぼします。

最低賃金は今後どうなる？

毎年上昇を続けており、政府は2020年代に1,500円の達成を目指しています。そのため、今後も引き続き上昇する可能性が高くなっています。

《東京都最低賃金の推移》



出典：『平成14年度から令和6年度までの地域別最低賃金改定状況』（厚生労働省）を元に作成



年収で考えると…

最低賃金アップの影響は、年収で考えるとどうなるでしょう？

最低賃金改定前、改定後ともに最低賃金で働いていた場合を仮定

■ 2024年と2025年の東京都最低賃金の差額：63円

【例 1】1日4.5時間 週4日程度（年間200日）勤務の場合

63円 × 4.5時間／日 × 200日 = 約57,000円増加！

時給	1,163円	→	1,226円
年収	1,046,700円	→	1,103,400円

【例 2】1日5時間 週5日程度（年間220日）勤務の場合

63円 × 5時間／日 × 220日 = 約70,000円増加！

時給	1,163円	→	1,226円
年収	1,279,300円	→	1,348,600円

年収増加によって、意図せず年収の壁を超える可能性が！

今後も続くことが予想される最低賃金の上昇により、
年収の壁を超えた働き方を検討していくことになるでしょう。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

社会保険加入条件について

厚生年金保険加入者数によって、社会保険の加入条件が異なります。

		社会保険（健康保険・厚生年金）			
		厚生年金保険加入者数			
		51人以上	50人以下		
年収	※106万円未満	配偶者の扶養（保険料負担なし）			
	※106万円以上 130万円未満	(1) 加入要件を満たす場合	加入要件を満たさない場合	配偶者の扶養 (保険料負担なし) (3)	
	130万円以上	勤務先で社会保険に加入 (保険料負担あり) (1)	配偶者の扶養 (保険料負担なし) (2)		

※106万円は、実際は105万6千円（月額8万8千円）となります。

次スライドより、それぞれの影響モデルケースをご紹介します



モデルケース①106万円の壁

		社会保険（健康保険・厚生年金）	
		厚生年金保険加入者数	
		51人以上	50人以下
年収	※106万円未満	配偶者の扶養（保険料負担なし）	
	※106万円以上 130万円未満	(1) 加入要件を満たす場合 勤務先で社会保険に加入（保険料負担あり）①	加入要件を満たさない場合 配偶者の扶養（保険料負担なし）②
		配偶者の扶養（保険料負担なし）③	

現在社会保険は配偶者の扶養に入っていて、自身で加入することになる年収基準106万円を超えないように、労働日数を調整しながら働いている。

【現在の労働条件】

時給1,163円 1日4.5時間 週4日程度（年間200日） 勤務⇒年収1,046,700円

【最低賃金の上昇により…】

時給1,226円（令和7年東京都最低賃金）⇒年収1,103,400円

厚生年金加入者が51人以上の企業の場合、年収106万円以上になると、

社会保険加入要件の1つである収入要件を満たすことになります。

社会保険に加入すると… 年収106万円以上の場合

社会保険（健康保険・厚生年金）		
厚生年金保険加入者数		
51人以上 50人以下		
年収	※106万円未満	配偶者の扶養（保険料負担なし）
	※106万円以上 130万円未満	(1) 加入要件を満たす場合 勤務先で社会保険に加入（保険料負担あり）① (2) 加入要件を満たさない場合 配偶者の扶養（保険料負担なし）② (3) 配偶者の扶養（保険料負担なし）③

【厚生年金加入者が51人以上の企業等に勤務している場合】

①勤務先において社会保険加入条件を満たした場合⇒図①

今まで扶養されていた方は勤務先で社会保険に加入するため社会保険料負担が発生しますが、将来の年金額は増加します。

②勤務先において社会保険加入条件を満たさない場合⇒図②

配偶者の扶養に入った状態を継続可能、保険料負担は発生しません。

【厚生年金加入者が51人未満の企業等に勤務している場合】

配偶者の扶養に入った状態を継続可能、保険料負担は発生しません。⇒図③

モデルケース②130万円の壁

		社会保険（健康保険・厚生年金）			
		厚生年金保険加入者数			
		51人以上		50人以下	
年収	130万円以上	勤務先で社会保険に加入（保険料負担あり） ④	加入要件を満たさない場合 ⑤	(2) 加入要件を満たす場合 ⑥	加入要件を満たさない場合 ⑦
			国民健康保険・国民年金に加入（保険料負担あり）	勤務先で社会保険に加入（保険料負担あり）	国民健康保険・国民年金に加入（保険料負担あり）

現在社会保険は配偶者の扶養に入っていて、年収が被扶養者要件の130万円を超えないように、労働日数を調整しながら働いている

【現在の労働条件】

時給1,163円 1日5時間 週5日程度（年間220日） 勤務⇒年収1,279,300円

【最低賃金の上昇により…】

時給1,226円（令和7年東京都最低賃金）⇒年収1,348,600円

配偶者の扶養から脱退することになり、社会保険の加入要件を充たす場合は勤務先で加入、充たさない場合は自身で国民健康保険、国民年金に加入します。

社会保険に加入すると…年収130万円以上の場合



配偶者の扶養から外れることになります。

【厚生年金加入者が51人以上の企業等に勤務している場合】

①勤務先において社会保険加入条件を満たした場合⇒図④

勤務先で社会保険に加入します。社会保険料負担が発生しますが、将来の年金額は増加します。

②勤務先において社会保険加入条件を満たさない場合⇒図⑤

ご自身で国民健康保険、国民年金に加入することになるため、保険料負担が発生します。

社会保険に加入すると…年収130万円以上の場合

		社会保険（健康保険・厚生年金）		
		厚生年金保険加入者数		
		51人以上	50人以下	
年収	130万円以上	勤務先で社会保険に加入 (保険料負担あり) ④	加入要件を満たさない場合 国民健康保険・国民年金に加入 (保険料負担あり) ⑤	(2) 加入要件を満たす場合 勤務先で社会保険に加入 (保険料負担あり) ⑥
				加入要件を満たさない場合 国民健康保険・国民年金に加入 (保険料負担あり) ⑦

配偶者の扶養から外れることになります。

【厚生年金加入者が51人未満の企業等に勤務している場合】

①勤務先において社会保険加入条件を満たした場合⇒図⑥

勤務先で社会保険に加入します。社会保険料負担が発生しますが、将来の年金額は増加します。

②勤務先において社会保険加入条件を満たさない場合⇒図⑦

ご自身で国民健康保険、国民年金に加入することになるため、保険料負担が発生します。

社会保険に加入しても損しない働き方は…

【今までの手取りを維持または増やすために】

◆年収106万円の壁

年収約125万円で手取りが回復

⇒1か月15時間程度（約16,000円/月）多く働けば手取りが回復

◆年収130万円の壁

年収約150～160万円で手取りが回復

⇒1か月20時間程度（約25,000円/月）多く働けば手取りが回復

【しかも…】

⇒将来の年金額が増える！

⇒けがや病気をしたときや、出産・育児に関する補償も充実！

※上記は一例であり、個人毎のその他の条件により変わります。



労働時間を増やすほど、補償内容も充実！

社会保険加入のメリット【医療補償の充実】

社会保険料の負担は発生しますが、以下のようなメリットがあります。

● 傷病手当金

病気やけがで仕事を休んだ場合、4日目から最大1年6ヶ月、給与の3分の2の給付金を受け取ることができます。



«支給額の例»

月額給与が98,000円で、30日休んだ場合

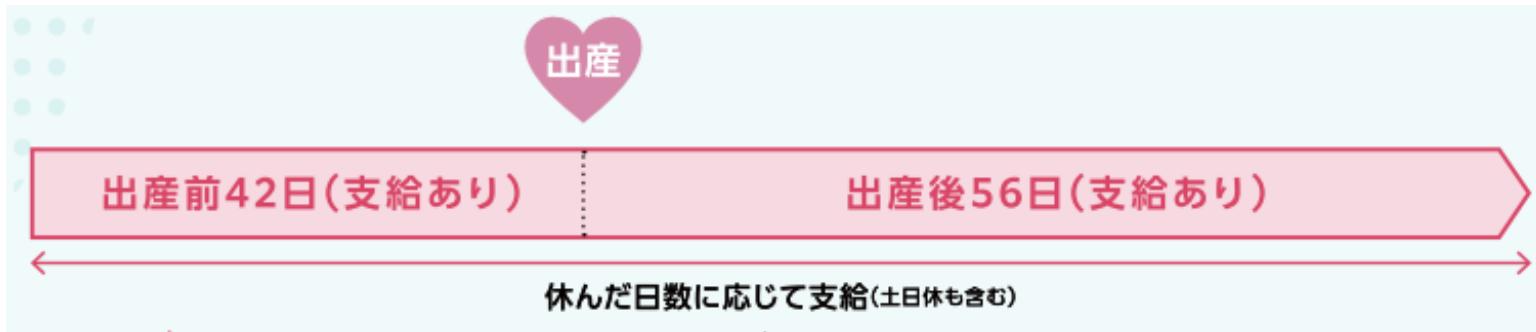
給付金の額は1日当たり2,180円となり、最初の3日を除く27日分、58,860円が支給されます。

出典：厚労省

社会保険加入のメリット【医療補償の充実】

●出産手当金

出産のために仕事を休んだ場合、出産の日以前42日、出産の日後56日までの期間、給与の3分の2の給付金を受け取ることができます。



«支給額の例»

月額給与が98,000円で、産前産後98日休んだ場合

給付金の額は1日当たり2,180円となり、98日分、213,640円が支給されます。

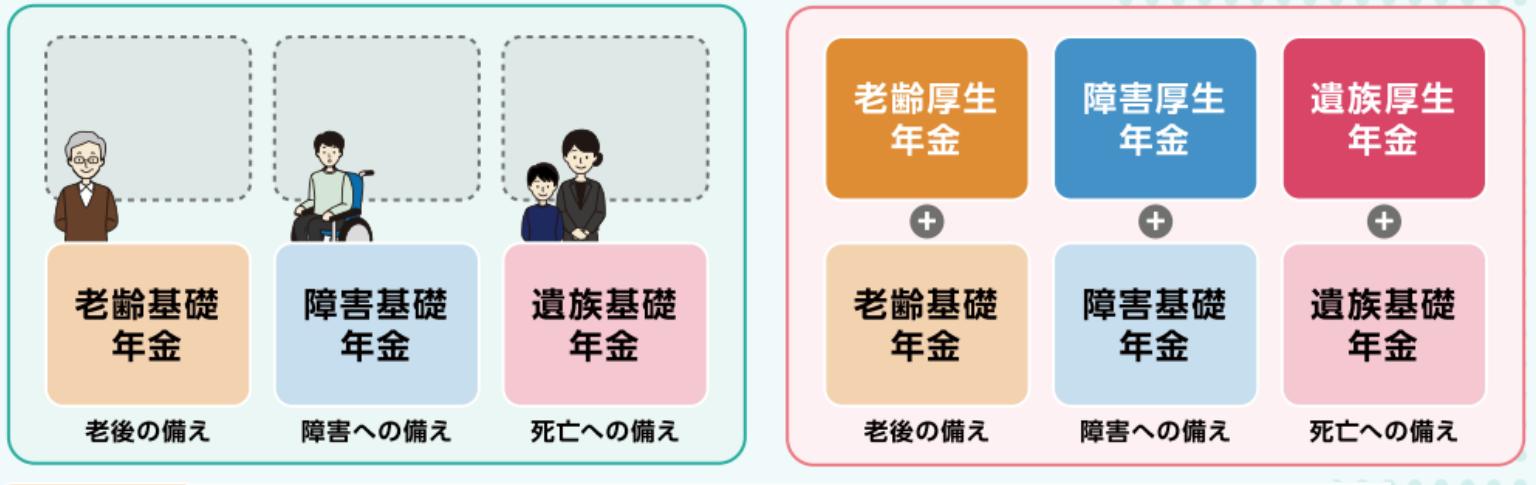
働けなくなったとき、収入の不安を大きく軽減してくれる制度です！

出典：厚労省

社会保険加入のメリット【年金補償の充実】

- 厚生年金に加入すると、将来もらうことができる年金額が増えます。

加入前(国民年金のみ) → 加入後(国民年金+厚生年金保険)



厚生年金保険に加入することで増える年金額(年額)の目安は以下のとおりです。

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	5,900	7,600	10,300
5年	29,700	38,200	51,500
10年	59,400	76,400	103,000
15年	89,100	114,600	154,600
20年	118,800	152,800	206,100
25年	148,500	191,000	257,700

(単位:円)

例えば、年間給与120万円で厚生年金保険に25年加入した場合、年金を65～80歳まで(15年間)受給すると…

累計
約220万円 増額

老齢厚生年金



老齢基礎年金

年額 831,000円

※40年加入した場合
※令和7年度の年金額の場合

出典：厚労省

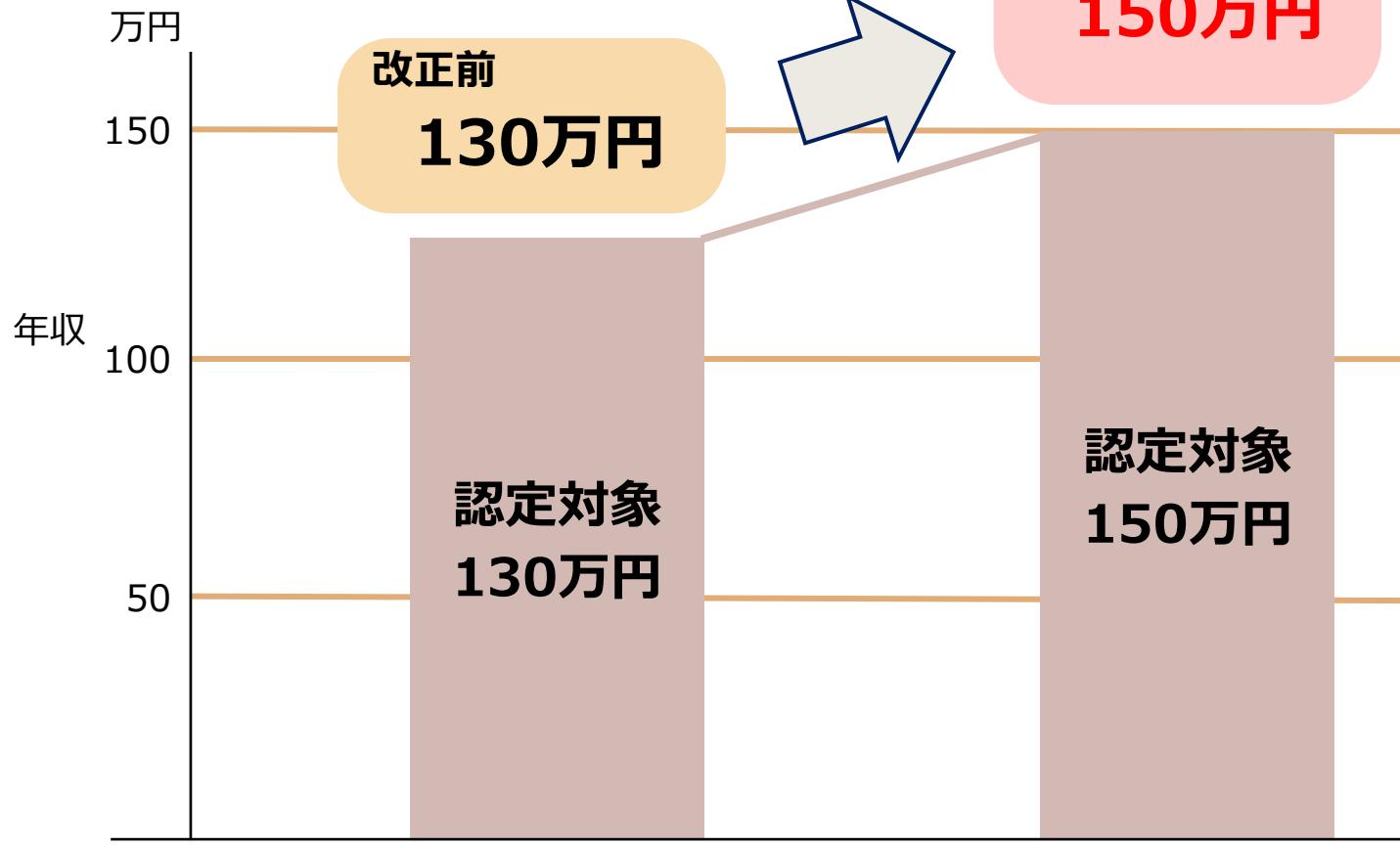
2025年10月1日からの改正内容

19歳以上23歳未満の被扶養者の健康保険における認定基準の引き上げ

2025年10月1日より、19歳以上23歳未満の方の健康保険における被扶養者認定の年間収入要件が、年収130万円未満から年収150万円未満に引き上げられます（被保険者の配偶者は除く）。

改正後

150万円



※150万円の対象者は健康保険組合・協会によって異なるため、健康保険組合・協会にご確認ください。

今後想定される改正内容 106万円の壁の撤廃

- ・社会保険適用拡大に関する4つの基準のうち、「月額8.8万円以上」の撤廃が見込まれています。

■「月額8.8万円以上」の撤廃

“106万円の壁”

✓ 週の勤務が**20時間以上**



※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額**88,000円以上**

2026年10月～
撤廃へ

✓ 2ヶ月を超えて働く予定がある。



✓ 学生ではない。



※休業中、定時制、通信制の方は、加入対象となります

出典：厚労省

年金制度改正の全体像

ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度に変更されます。

①社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにする。

②在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より働けるように見直し。

③遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消。子どもも遺族基礎年金を受け取りやすくする。

④保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担頂き、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくする。

⑤その他の見直し

子どもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行う。iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど、私的年金の見直しを行う。

年金法改正の今後の検討課題

日本の年金制度は、少子高齢化の進展や多様な働き方に対応するため、継続的に見直しが行われています。

- ✓ 少子高齢化のさらなる進行への対応
- ✓ 多様な働き方へのさらなる適応
- ✓ 「年収の壁」問題の解消
- ✓ 世代間・世代内の公平性の確保
- ✓ 私的年金制度の拡充と公的年金との連携



これらの年金制度改正の方向性や具体的な内容は、
主に厚生労働省や日本年金機構のウェブサイト、
および社会保障審議会年金部会等の資料で確認することができます。

自分の、自分たちの未来がどうなるのか、
アンテナを張っていくことが求められます。

「壁を超える」という選択肢

最低賃金は今後1,500円まで上昇することが見込まれています。

更に106万円の壁の収入要件（月額88,000円）も2026年10月には撤廃されることが予定されています。

壁を超えないように、手取りを意識して調整する働き方は、将来の選択肢を狭めてしまします。

また、最低賃金が上がっている今こそ、少し多めに働くだけで壁を超えて損しない働き方ができるチャンスです！

今後の制度改正も、壁を超えて働くことを後押ししてくれる制度です。

このことから、収入やキャリアの可能性を広げる働き方を選ぶことが合理的です。

これからの時代、「壁を超える」ことが、未来を広げる第一歩です。



★ 「自分らしく働く」
「誰かに必要とされる」
未来を育てる

★ 将来も通用するスキルや
専門性を身につける

★ 長く働き続けられる
環境や働き方を見つける

ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

スマートフォンで簡単に、世帯全体のお金の将来の見通しを見ることができます！



イフキャリ

検索

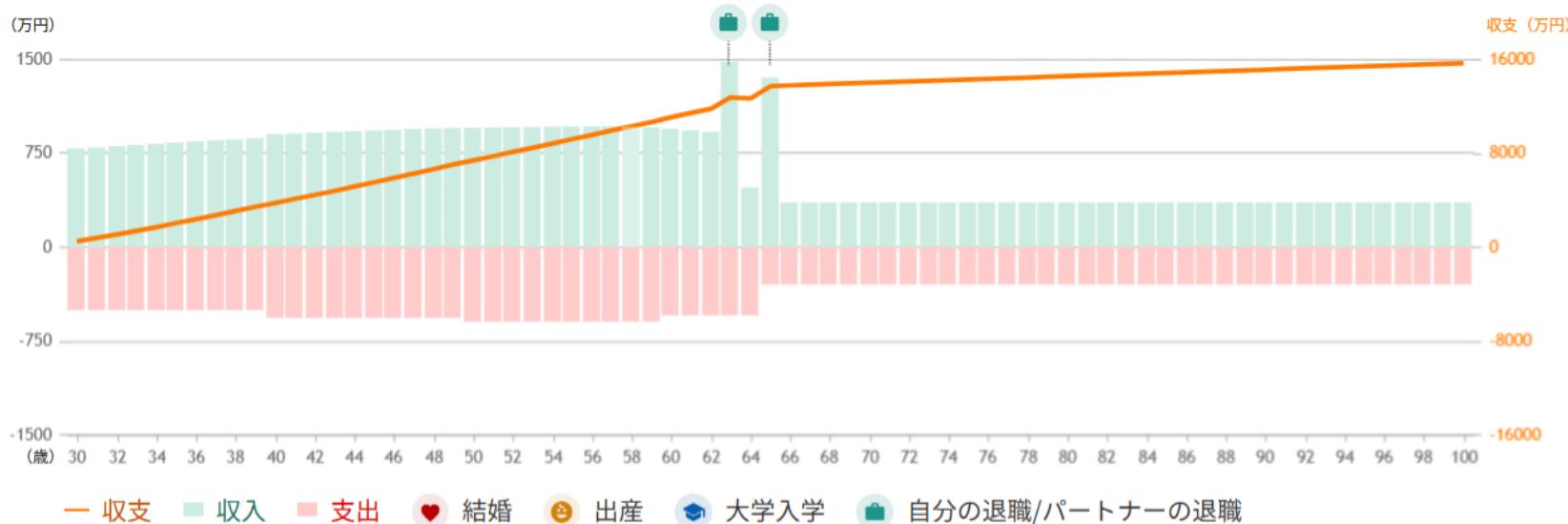
<https://lifecareerplansim.metro.tokyo.lg.jp/>



ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

入力が終わると、将来見込まれるキャッシュフローと、それに対する簡単なアドバイスをもらえます。

＜画面イメージ＞



アドバイス



診断お疲れ様でした！
今の予定でいけば収支もプラスで順調なライフスタイルが送れそうですね。

長期的なキャリアを検討する場合、会社の制度や風土も働きやすさに影響します。
今のうちから会社の制度について理解を深めておけると安心です。
今後もバランスを保ちながら、自分らしいキャリアと生活を築いていってください。

※本シミュレーションは、統計データや一般的な仮定に基づいて推計し試算しております。
より詳細な設定が可能なシミュレーションはフル版をお試しください。

＼あなたが使える制度／

APT Women 女性ベンチャーの成長支援プログラム

スケールアップを目指す女性ベンチャーに対して短期集中型育成プログラムを提供し、ロールモデルとなる女性ベンチャーを創出することで、現代の女性に起業という新しい生き方の選択肢を示すことを目的としています。

オンライン就職支援

自宅から手軽に就職活動。活動状況に合わせて選べるセミナー・プログラムやオンライン企業説明会など、就職を目指す方をオンラインでサポートします。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

そもそも年末調整とは？

年末調整とは、会社が従業員に代わって、1年間の所得税を正しく計算し、過不足を調整する手続きのことです。

通常、会社は毎月の給与から「源泉徴収」という形で概算の所得税を差し引いて国に納めています。しかし、この源泉徴収はあくまで概算であり、年間の正確な所得税額とは必ずしも一致しません。



源泉徴収額と実際の税額との間に
ズレが出そうだな…

会社がズレを年末にまとめて清算することで、
従業員は正しい所得税額で納税を済ませ
ることができます。

所得税との関係と還付・追徴の仕組み

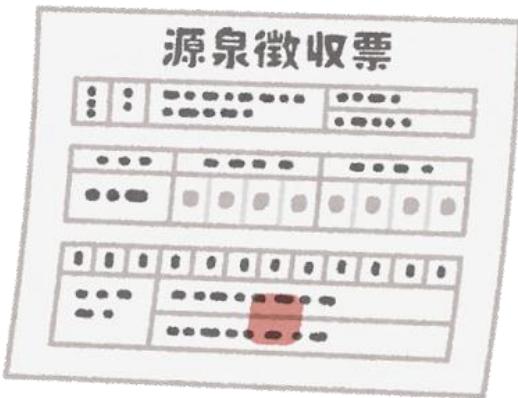
年末調整の最大の目的は、源泉徴収した所得税の合計額と、実際に納めるべき年間の所得税額との差額を精算することです。

還付：源泉徴収額が、年間の所得税額よりも多かった場合に、その差額が従業員に戻されます。

追徴：源泉徴収額が、年間の所得税額よりも少なかった場合に、その差額を追加で徴収します。

この還付や追徴は、通常12月支給または翌年1月支給の給与で調整されることが一般的です。

ただし、住宅ローン控除の適用初年度の場合や、医療費控除がある方などは、年末調整では反映できないため、確定申告が必要です。



・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

所得控除の全体像

所得控除とは、基礎控除のほかに、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除など、個人的な事情を考慮した控除のことです。

なお、基礎控除は令和7年分にて大幅に拡充されます。

合計所得金額	基礎控除額	改正前
132万円以下	95万円	48万円
132万円超～336万円以下	88万円	48万円
336万円超～489万円以下	68万円	48万円
489万円超～655万円以下	63万円	48万円
655万円超～2,350万円以下	58万円	48万円
2,350万円超～2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超以降	0	0

生命保険料控除の概要

生命保険料控除は以下のように、新契約のものか旧契約のものかで控除額が変わります。新旧合わせて最大で12万円控除されます。

新契約

新生命保険料控除
(最高4万円)
(遺族保障等)

最高12万円

介護医療保険料控除
(最高4万円)
(介護保障、医療保障)

新個人年金保険料控除
(最高4万円) (老後保障)

旧契約

旧生命保険料控除
(最高5万円) (遺族保障、介護保障、医療保障等)



※新契約と旧契約の双方に加入している場合は、旧契約の支払保険料等の金額によって控除額の計算方法が変わります。

- ・旧契約の保険料が6万円超の場合：旧契約の支払保険料等の金額に基づいて計算した控除額（最高5万円）
- ・旧契約の保険料が6万円以下の場合：新契約の支払保険料等の金額に基づいて計算した控除額と旧契約の支払保険料等の金額に基づいて計算した控除額（最高4万円）

出典：国税庁ホームページ No.1140 生命保険料控除

生命保険料控除の改正

令和8年分（令和9年申告分）から生命保険料控除が以下のように改正されます。

①23歳未満の扶養親族がいる場合は、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が、4万円から6万円に引き上げられます。

②旧生命保険料及び上記①の適用のある新生命保険料を支払った場合は一般生命保険料控除の適用限度額が、6万円に引き上げられます。

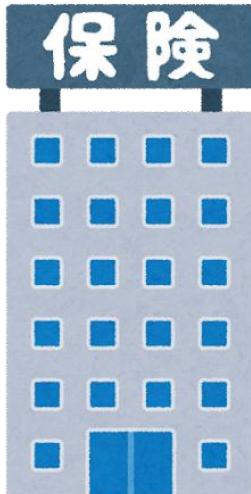
一般生命保険料控除、介護保険料控除、個人年金保険料の合計適用限度額は現行の12万円から変更されない点に注意が必要

生命保険料控除に必要な手続き

給与所得者は勤務先で年末調整をする際、「給与所得者の保険料控除申告書」に記入することで、生命保険料控除を所得税額に反映することができます。

その際、保険会社から郵送される「控除証明書」も添付して提出しましょう。

保険会社によって発送時期は変わりますが、生命保険料控除証明書は、毎年10月中旬から11月上旬頃には発送されます。



小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金控除は、掛金として支払った額をその年の所得から全額控除できるため、**所得を抑える高い効果**があります。

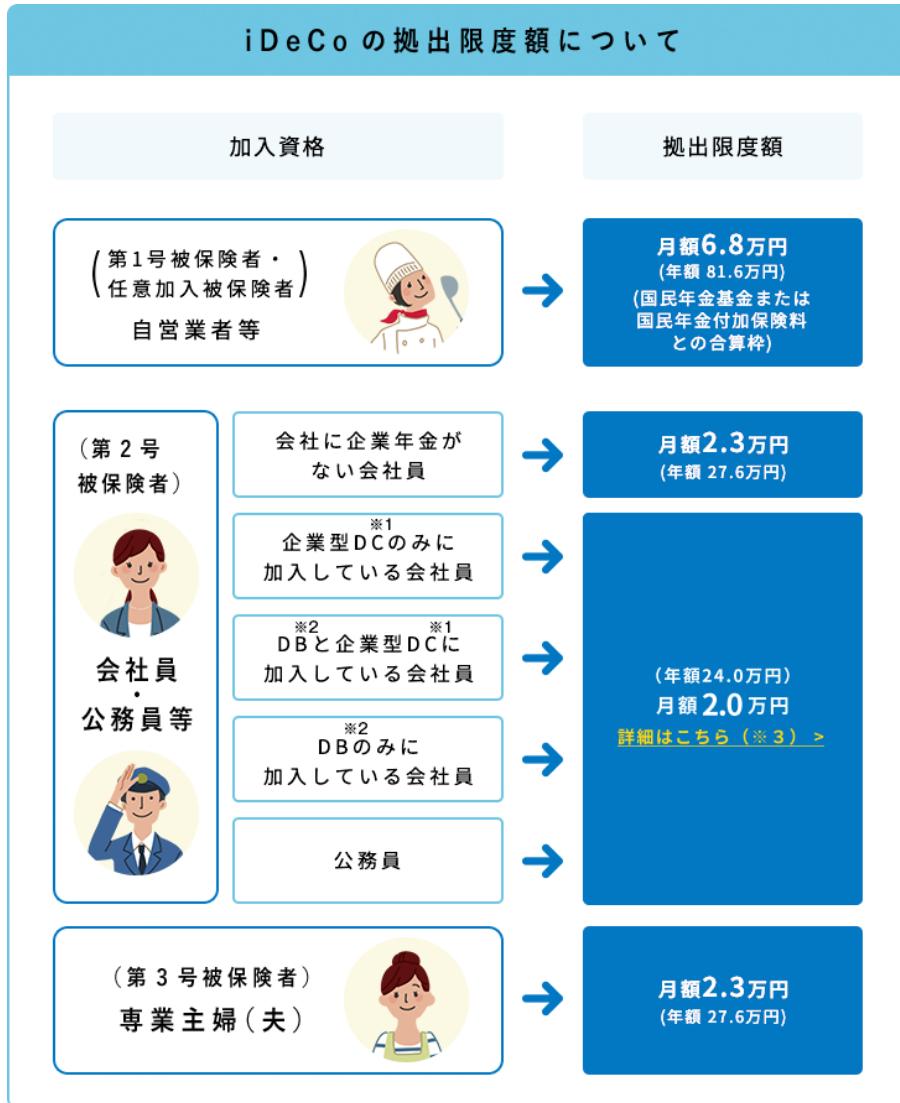
具体的には小規模企業共済、個人型確定拠出年金(iDeCo)、企業型確定拠出年金(企業型DC)、心身障害者扶養共済が対象です。

複数の掛金を併用でき、小規模企業共済等掛金控除の計算はすべての掛金の合計額で行います。控除自体に上限はありません。

給与所得者は、年末調整で控除を受けられます。
生命保険と同様に、年末調整の際に「給与所得者の保険料控除申告書」に記入し、掛金払込証明書を添付しましょう。

iDeCoの加入資格

iDeCoに加入できるのは、以下に当てはまる方になります。



加入区分に応じて、拠出できる掛け金の上限が異なります。



出典：iDeCo公式サイト

医療費控除

医療費控除は、納税者本人または生計を一にする配偶者や親族の医療費を支払った場合に適用されます。※扶養外でも対象となります。

控除額は下記のような計算式で算出します↓

$$\text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{医療費を補填する保険金等} - 10\text{万円} \times \text{※} = \text{医療費控除額(上限200万円)}$$

※総所得金額が200万円未満の場合は
10万円ではなく、総所得金額等の5%

そもそも医療費の合計額が10万円または総所得金額等の5%に満たない場合は、医療費控除を受けられません。

扶養控除

扶養控除とは、その年の12月31日に16歳以上の控除対象扶養親族がいる納税者が、所得控除を受けられる制度のことです。

控除対象扶養親族の区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族のうち同居老親等	58万円
老人扶養親族のうち同居老親等以外の者	48万円



前述の通り、新たに特定親族特別控除が導入されることにより、特定扶養親族(その年の12月31日に19歳以上23歳未満の扶養親族)の扶養控除（特定扶養控除）が変わります。

・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
 - ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
 - ・控除活用によるシミュレーション
- ▶質疑応答コーナー②
- ・今後に向けたメッセージ

年収130万円の方のモデルケース

- ・社会保険は配偶者の扶養に入っている
年収130万円未満に調整



- ・源泉所得税 月々 $1,130\text{円} \times 12\text{か月} = 13,560\text{円}$



- ・社会保険料控除 なし

- ・基礎控除の増額から、年末調整で源泉所得税は13,560円全額還付

住民税 27,000円 (所得割10% 均等割5,000円と仮定)

年収130万円の方のモデルケース

iDeCoを利用したらどうなる？

- ・iDeCoを月々10,000円 年間で120,000円活用
→住民税が27,000円から15,000円に 年間12,000円減

«iDeCoのリスクは？»

アメリカ成長株の投資信託のように価値が大きく上下する商品もあります。
→リスクを最小限にしたい場合、金融機関によっては、
定期預金と同じ商品もあります。

基本的に60歳までは途中解約ができません。
→iDeCoの理念は**老後の資産形成**になります。



年収240万円の方のモデルケース

- ・社会保険加入（雇用保険は計算から除いております）
月々の給与額面 20万円
↓
- ・源泉所得税 月々 $3,770\text{円} \times 12\text{か月} = 45,240\text{円}$
- ・社会保険料控除 月々 $28,210\text{円} \times 12\text{か月} = 338,520\text{円}$
- ・基礎控除の増額から、年末調整で源泉所得税は25,840円還付
確定した所得税額 19,400円
- 住民税 88,100円 (所得割10% 均等割5,000円と仮定)



年収240万円の方のモデルケース

iDeCo・ふるさと納税を利用したらどうなる？

- ・iDeCoを月々20,000円 年間で240,000円活用
- ふるさと納税 年間で15,000円活用
- 所得税が19,400円から6,500円に 年間12,900円減
住民税が88,100円から51,700円に 年間36,400円減
合計で49,300円減

«ふるさと納税のリスクは？»

基本的に住民税所得割額の20%が上限になります。

上限を超えると純粋な寄附となるため、お得に活用するには上限額の把握が重要。

年間の途中で何があるかわからないため、年末付近で上限まで利用がおすすめ。

年間の寄附先が6自治体を超えると確定申告が必要になります。

所得控除と手取りの関係性のまとめ

所得控除は余ったお金で活用するのがポイント

□ 年収130万円の方：手取りが**12,000円**増加

⇒ ただ、iDeCoで年間120,000円の支出が生じています。

□ 年収240万円の方：手取りが**49,300円**増加

⇒ ただ、iDeCoで年間240,000円の支出、
ふるさと納税で15,000円の支出が生じています。

税金を抑えるには、

その抑える額以上の支出が一時的に必要です。

そのため、お金に**余裕**ができたり、そのサービスを始めようと思っていたときの**後押し**として活用するのがポイントです。

要点



・・・講義の内容・・・

1 年収の壁とは？

- ・税金の壁について <これまでとこれから>
 - ・社会保険の壁について <これまでとこれから>
- ▶質疑応答コーナー①

2 最低賃金の引き上げと影響

- ・最低賃金改定の概要
- ・影響モデルケース紹介

3 年末調整に向けた所得控除の紹介

- ・年末調整と所得控除の基本
- ・代表的な所得控除の仕組みと効果の紹介
- ・控除活用によるシミュレーション

▶質疑応答コーナー②

- ・今後に向けたメッセージ

最後の質疑応答の時間です

●画面下の「Q&A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点を
ご了承下さい。

※個別のご相談は、電話かメールで「個別相談窓口」にて
受け付けております。

●適宜、休憩もお取りください。

<今後に向けたメッセージ>



年収の壁を越えることは、一時的に負担が増えるように感じるかもしれません。でもその先には、「収入の安定」「キャリアの成長」「自分らしい生き方」といった、たくさんの可能性が広がっています。人生100年時代です。壁にとらわれず、自分らしい働き方を選ぶことが、未来の安心と豊かさに繋がるはずです。



最低賃金の上昇で、労働時間を増やさなくても自動的に年収の壁に達してしまう時代です。一方でハラスメント対策が広まり、以前より働きやすい環境になってもいます。働き控えよりも壁を越えやすい世の中であることを、ぜひご考慮に入れて、働き方を選択していただきたいです。

**皆さん“選ぶ働き方が、
より豊かな未来へつながることを
心から願っています。**

東京ライフ×キャリア 動画のご紹介

東京ライフ×キャリア シミュレーター「イフキャリ」や「年収の壁」についてわかりやすくご案内しています。



～「見えない「不安」を「安心」に。」篇～
<https://www.youtube.com/watch?v=IgGFez8sfIs>

～「壁の向こうは、けっこう明るい。」篇～
<https://www.youtube.com/watch?v=u6XGriD1wIg>

井上咲楽さん（タレント）出演の動画です。本オンラインセミナーと併せてご視聴を頂き、将来の生き方・働き方について考えるきっかけとして頂けますと幸いです。

イフキャリ 動画

検索



東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金の活用

社会保険加入促進コース

社会保険料に関する手当を新設することで、「年収の壁」に伴う現場の問題解決に取組む都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励金額 1事業主 30万円

配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある配偶者手当を見直すことで、女性の活躍を後押しした都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励金額 1事業主 30万円

令和7年度の事前エントリー受付期間は全10回です。各回の受付期間終了後に抽選を行い、当選した事業主が当選メール送信日から1ヶ月以内に交付申請を行うことができます。※事前エントリーは、1事業主につき1回限りです。

募集回	予定社数	事前エントリー受付期間
第6回	130社	令和7年10月1日（水）午前9時～令和7年10月31日（金）午後5時

受付中

年収の壁突破 奨励金

検索



<https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>

【個別相談窓口】のご案内

対象：個人・企業
個別相談窓口 無料

個人や企業の「年収の壁」に関する相談を電話、メール、オンラインで受け付け
社会保険労務士、税理士、ファイナンシャルプランナーが回答

お電話で相談 通話料無料
0120-545-027
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

メールで相談
メール相談フォーム →

オンラインで相談
オンライン相談予約 →

※翌営業日にご返信します
(混雑等により遅れる場合があります。)
※オンライン会議ツール「Zoom」を利用

「年収の壁を知る事業」
主催

個人や企業の「年収の壁」に関する相談を、電話・メール・オンラインにて無料で受け付けます。各個人や企業のご状況に合わせた対応も可能です。どうぞお気軽にご相談ください。

年収の壁を知る 個別相談窓口 検索



<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/consultation/>

次回のオンラインセミナーのご案内

無料



第4回 女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー



【開催日時】 12月18日（木）
13:30-15:30

【対象】 都内在住または都内勤務の方
都内企業（個人事業主含む）

年収の壁を知る セミナー

検索



<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/seminar/>



ご清聴ありがとうございました。

ご退出の際に

簡単なアンケートへの

ご協力をお願い致します。